

昭島市  
一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

【令和4年度～令和13年度】

## はじめに

私たちの社会は、今日まで大量生産、大量消費に支えられ、便利で豊かな生活を送る一方で、地球上の限りある資源やエネルギーを消費することにより、ごみの大量廃棄、天然資源枯渇、自然破壊など、地球規模での環境問題を引き起こしています。近年においては、特に、地球温暖化に起因する気候変動が気候危機とも称される中、脱炭素に本気で取り組まなければ、私たちの未来はないとも言われる状況となっています。2021年COP26閉幕会議での「決定的な10年間」という言葉に象徴されるように、2050年カーボンニュートラル実現に向けては、2030年までの取組が極めて重要であり、ごみの減量化・資源化、適正処理は、これまで以上に、今、積極的に取り組まなければならない課題として、その実践活動が強く求められています。



本市では、これまで、市民・事業者の皆様のご理解とご協力により、家庭ごみの7分別収集、家庭ごみの有料化、市内全域での戸別収集などを実施し、ごみの減量化・資源化を推進してきました。また、平成23年(2011年)4月には環境コミュニケーションセンターを開設し、プラスチック処理及び資源化を推進するとともに、循環型のまちづくりの中核的な活動拠点として、3Rの啓発や環境学習にも取り組んでまいりました。

このような中、平成28年(2016年)3月策定の前昭島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画が令和2年(2022年)度に中間目標年度を迎えたため、新型コロナウイルス感染症の影響も考慮しながら、その見直しを図り、新たに昭島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を策定しました。本計画では、「未来につなぐ循環型のまちづくり」を基本理念として継承し、これまでの3R推進について、特に発生抑制(REDUCE)に力点を置きながら、前述のカーボンニュートラルに加え、SDGsの視点、プラスチック海洋汚染への対応、食品ロス削減推進計画等を新たに掲げています。本計画を通じ、私たちの豊かな地球環境や生活環境が未来に渡り持続することを目指し、市民・事業者・市の協働により、循環型のまちづくりの推進に取り組んでまいりますので、今後とも、市民・事業者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、コロナ禍にあっても真剣なご議論をいただいた廃棄物減量等推進審議会委員の皆様、また、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただいた市民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和4年3月

昭島市長 臼井伸介

# 目 次

## はじめに

### 本編

第1章 総論.....	1
第1 計画の策定の趣旨.....	1
第2 計画の位置づけ.....	3
第3 計画目標年度.....	4
第4 前計画の見直し.....	5
1 市における動向.....	5
2 数値目標の達成状況.....	8
3 施策の実施状況.....	9
第2章 ごみ処理事業の現状と課題.....	15
第1 ごみ処理事業の概要.....	15
1 事業の位置づけ.....	15
2 事業の範囲.....	15
3 車両及び施設の状況.....	16
4 実施体制.....	18
5 ごみ処理事業費.....	20
第2 ごみの排出と処理状況.....	22
1 市民及び事業者によるごみの排出.....	22
2 市におけるごみの収集と搬入.....	25
3 ごみ処理の状況.....	27
第3 ごみ減量化等の施策.....	29
1 資源の拠点回収.....	29
2 コンポスト容器等の補助.....	30
3 廃家電製品のリサイクル.....	31
4 廃棄物減量等推進員の委嘱.....	31
5 昭島リサイクル通信の発行.....	31
6 環境教育・環境学習.....	31
7 3010 運動・プラスチックー1 運動の推進.....	33
8 市民団体による資源回収（集団回収）.....	33
9 事業者による資源回収（店頭回収）.....	35
第4 ごみ処理行政を取り巻く動向.....	36
1 第四次循環型社会形成推進基本計画.....	36
2 廃棄物処理基本方針.....	36
3 東京都資源循環・廃棄物処理計画.....	36

第5	現状のごみ処理行政を継続した場合の将来的な見込み	37
1	ごみの総排出量	37
2	ごみの処理量	38
第6	ごみ処理行政における課題	40
1	ごみの排出抑制	40
2	分別の徹底	44
3	市民・事業者・市の三者による取組の推進	45
4	食品ロスの削減	46
5	集団回収への支援	46
6	資源化の推進	49
7	廃棄物処理サービスの向上	51
8	ごみ処理経費の削減	52
9	廃棄物処理における温室効果ガス排出量の削減	53
10	ごみ処理施設の将来展望	53
11	災害廃棄物処理対策	53
第3章	今後のごみ処理事業における考え方と方向性	54
第1	基本理念	54
第2	基本方針	55
第3	数値目標	55
1	排出抑制目標	56
2	資源化推進目標	57
3	最終処分量ゼロの継続	57
第4	目標達成に向けた各主体(市民・事業者・市)の役割【役割分担】	58
1	市民に求められる役割	58
2	事業者求められる役割	59
3	市が果たす役割	61
第4章	ごみ処理基本計画	62
第1	ごみの排出量及び処理量の見込み	62
1	家庭ごみ及び事業系ごみの排出量の見込み	62
2	ごみの処理量の見込み	63
3	分別区分及びごみの種類	64
4	適正処理に関する基本的事項	65
5	ごみ処理施設の整備に関する事項	66

第2	施策体系図 .....	67
第3	具体的な施策の内容 .....	68
1	3R(特に発生抑制【リデュース】)の推進 .....	68
2	資源化の推進 .....	70
3	適正処理の推進 .....	72
4	市民・事業者・市の三者による協働 .....	74
5	ごみ処理体制の効率化 .....	76
第4	食品ロス削減推進計画 .....	77
1	計画策定の趣旨 .....	77
2	数値目標 .....	78
3	具体的な施策 .....	78
第5章	計画の推進 .....	79
第1	計画の周知 .....	79
第2	計画の進行管理 .....	79
1	推進体制の整備 .....	79
2	東京都及び周辺自治体との連携 .....	79
3	計画の見直し .....	79
資料編	.....	80
	廃棄物減量等推進審議会委員名簿 .....	81
	策定経過 .....	82

# 本 編

# 第1章 総論

## 第1 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年(1970年)法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)」及び「昭島市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(以下「昭島市廃棄物条例」という。)」に基づき策定される計画で、昭島市(以下「市」という。)の区域内から発生する一般廃棄物(ごみ)の適正な処理を行うため、長期的な視点から定めるものです。

市では、平成28年(2016年)3月に「第四次昭島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下「前計画」という。)」を策定し、基本理念である「未来につなぐ循環型のまちづくり」の実現に向けた施策を推進してきました。平成23年(2011年)度に環境コミュニケーションセンター及びエコ・パークが稼働し、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の処理を開始するとともに、ごみ減量啓発や環境学習への支援を行うなど、低炭素社会、循環型社会及び自然共生社会を目指して取組を進めてきました。

前計画が策定されてから5年が経過し、令和2年(2020年)度で中間目標年度を迎えました。この間、地球温暖化やプラスチックによる海洋汚染等の環境問題が世界規模で顕著となるなか、国では循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の推進に加え、SDGs(持続可能な開発目標)に掲げられた17の目標を達成できるよう、様々な主体による循環型社会の形成に関する取り組みの推進に力を入れています。また、平成30年(2018年)6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、SDGsの考え方を活用しながら、第三次循環型社会推進基本計画でも掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、脱炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項としています。また、令和2年(2020年)には脱炭素社会を目指すための温室効果ガス削減目標として、令和32年(2050年)カーボンニュートラル\*達成を掲げ、急速な取組が進められています。

こうした状況から、これまでのごみ処理行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、前計画の見直しを行い、「昭島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下「本計画」という。)」を策定することとしました。

\*カーボンニュートラルとは温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素(カーボン)の排出量が、実質ゼロ(ニュートラル)になっている状態のこと。

## 本計画とSDGs (持続可能な開発目標)との関連性



SDGs (エス・ディ・ジーズ)とは、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年(2030年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っています。17のゴールは、世界中で取り組むべき課題の解決を目指しており、達成に向けて、すべての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

本計画では次の目標実現のために取り組みます。



環境学習を通じて、ごみの減量化等の意識啓発を図ります。



廃棄物を適正に処理し、良好な生活環境の維持と地球温暖化対策を実践します。



それぞれの立場で持続可能な生産・消費を目指します。



ごみ収集車を次世代自動車へ切り替えることなどにより温室効果ガス削減に取り組みます。



海洋プラスチック削減のため分別排出と適正処理の徹底を図ります。



市民・事業者・市の三者がごみの減量化のため連携・協働します。



## 第2 計画の位置づけ

本計画は、「昭島市総合基本計画」及び「昭島市環境基本計画」を受け、ごみ処理の部門計画として位置づけ、「循環型社会形成推進基本法(平成12年(2000年)法律第110号)」、廃棄物処理法、昭島市廃棄物条例等の関係法令に基づいて策定する必要があります。具体的には次のとおりです。

(1) 本計画は、廃棄物処理法によって市町村に策定が義務づけられ、昭島市廃棄物条例において市長が定めることとしている一般廃棄物処理計画のうち、ごみ処理に関する計画です。

(2) 昭島市総合基本計画のまちづくりの理念の一つとして不変のものとして継承される「環境との共生」を基本とし、「未来につなぐ循環型のまちづくり」をごみ処理行政の基本理念としました。

(3) 本計画には、循環型社会形成推進基本法に基づく責務を踏まえ、以下のとおり循環型社会の形成に関する施策を含むこととしました。

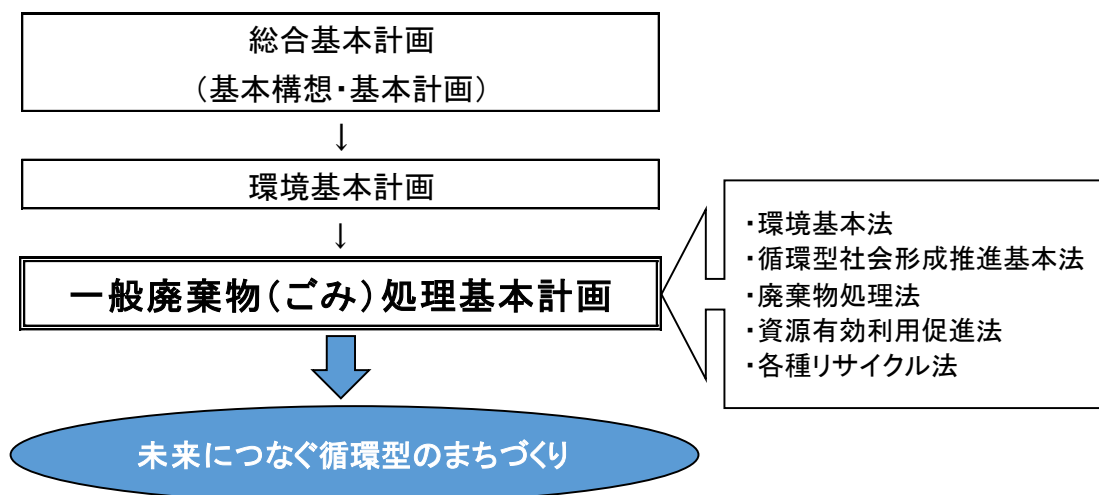
○循環型社会の形成に関して、地球環境、国や都の動向に加えて市域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施すること。

○環境保全を前提とした循環型社会の形成を目指すこと。

○地域単位での循環システムの構築等、住民の生活に密着した基礎的自治体としての役割を果たしさらに相互に緊密に連携して協力していくこと。

なお、本計画では、循環型のまちづくりを計画的かつ総合的に進めるために、ごみ処理行政の現状や中長期的な展望から考えられる課題を踏まえ、今後のごみ処理行政における基本的な考え方と方向性、市民・事業者・市の役割、市が市民・事業者と協働して目指す目標を定め、今後実施すべき基本的な施策を示しました。

図 1-1 本計画の位置づけ



### 第3 計画目標年度

本計画の計画期間を令和4年(2022年)度からの10年間とし、令和13年(2031年)度を計画目標年度とします。なお、計画期間の5年目にあたる令和8年(2026年)度を中間目標年度とし、必要に応じて本計画を見直し、更に、中間目標年度までにごみ処理行政を取り巻く環境が大きく変化した場合にも、適宜見直していきます。

計画期間									
計画前期					計画後期				
令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)	令和12年度 (2030年)	令和13年度 (2031年)
計画開始年度				中間目標年度					計画目標年度

## 第4 前計画の見直し

令和2年(2020年)度は前計画の中間目標年度にあたります。このため、社会情勢の変化や市における動向等を踏まえ、前計画における数値目標の達成状況と、施策の実施状況を検証しました。

### 1 市における動向

#### (1) 人口とごみの総排出量の推移

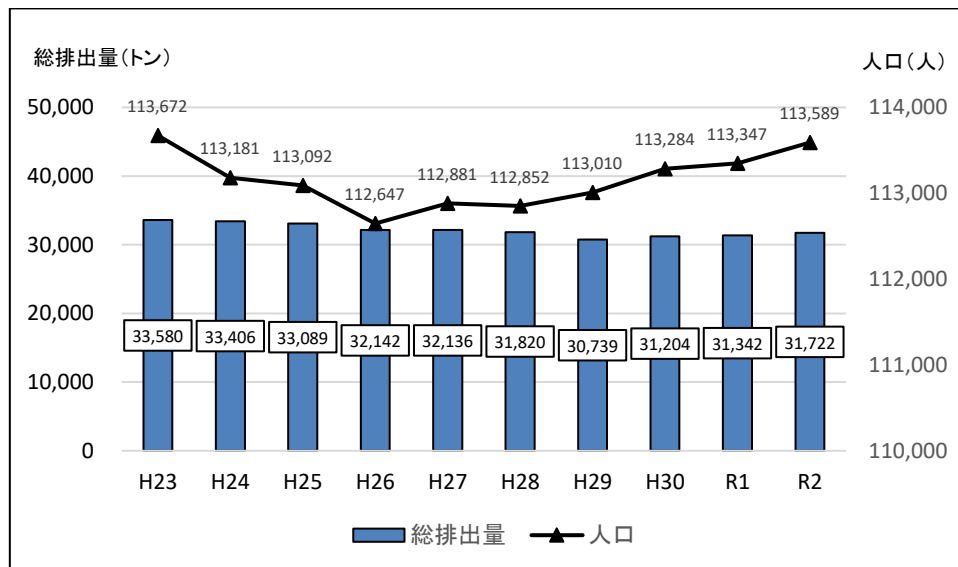
平成23年(2011年)度から令和2年(2020年)度までの人口とごみの総排出量の推移は表1-1及び図1-2のとおりです。

【ごみの総排出量=ごみの収集量+ごみの搬入量+集団回収量】

表1-1 人口とごみの総排出量の推移

年 度	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
人 口 (人)	113,672	113,181	113,092	112,647	112,881	112,852	113,010	113,284	113,347	113,589
総排出量 (トン)	33,580	33,406	33,089	32,142	32,136	31,820	30,739	31,204	31,342	31,722

図1-2 人口とごみの総排出量の推移



前計画の基準年である平成26年(2014年)度から比べると、人口は平成26年(2014年)度までは年々減少していましたが、平成27年(2015年)度から増加の傾向が見られます。ごみ総排出量は平成30年(2018年)度から増加の傾向が見られます。

(2) ごみ種別ごとの排出量の推移

平成 23 年(2011 年)度から令和 2 年(2020 年)度までのごみ種別ごとの排出量の推移は表 1-2 のとおりです。

表 1-2 ごみ種別ごとの排出量の推移

(単位：トン)

年 度	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	
総排出量	33,580	33,406	33,089	32,142	32,137	31,820	30,739	31,204	31,342	31,722	
内 訳	可燃ごみ	22,289	22,301	22,147	21,534	21,488	21,350	20,557	21,032	21,114	20,875
	不燃ごみ	1,573	1,506	1,554	1,376	1,435	1,370	1,280	1,362	1,291	1,479
	プラスチック	1,909	1,858	1,818	1,832	1,783	1,818	1,755	1,753	1,837	1,897
	資源	1,711	1,690	1,706	1,672	1,679	1,644	1,615	1,613	1,611	1,697
	古紙	3,499	3,411	3,380	3,274	3,274	3,076	3,036	2,948	2,954	3,139
	粗大ごみ	765	866	907	915	968	1,041	1,027	1,072	1,225	1,405
	有害ごみ	51	50	50	45	45	43	42	42	44	46
	拠点回収 (古布)	—	—	—	—	—	—	28	47	58	55
	拠点回収 (白色トレ)	1 (0.57)	1 (0.53)	0 (0.37)	0 (0.40)	0 (0.35)	0 (0.36)	0 (0.36)	0 (0.39)	0 (0.37)	0 (0.41)
	拠点回収 (小型家電)	—	—	0 (0.49)	0 (0.23)	0 (0.26)	0 (0.42)	0 (0.48)	1 (0.76)	1 (0.60)	1 (0.67)
	集団回収	1,782	1,723	1,527	1,494	1,465	1,478	1,399	1,334	1,207	1,128

平成 26 年(2014 年)度から比べると、総排出量は減少していますが、不燃ごみ、プラスチック、資源、粗大ごみは増加し、古紙や集団回収の資源物については減少しています。環境コミュニケーションセンターが稼働を開始した平成 23 年(2011 年)度以降、粗大ごみの増加が顕著です。

(3) 総資源化量と最終処分\*量の推移

平成 17 年(2005 年)度から平成 26 年(2014 年)度までの総資源化量・総資源化率の推移は表 1-3 及び図 1-3、最終処分\*量の推移は表 1-4 及び図 1-4 のとおりです。

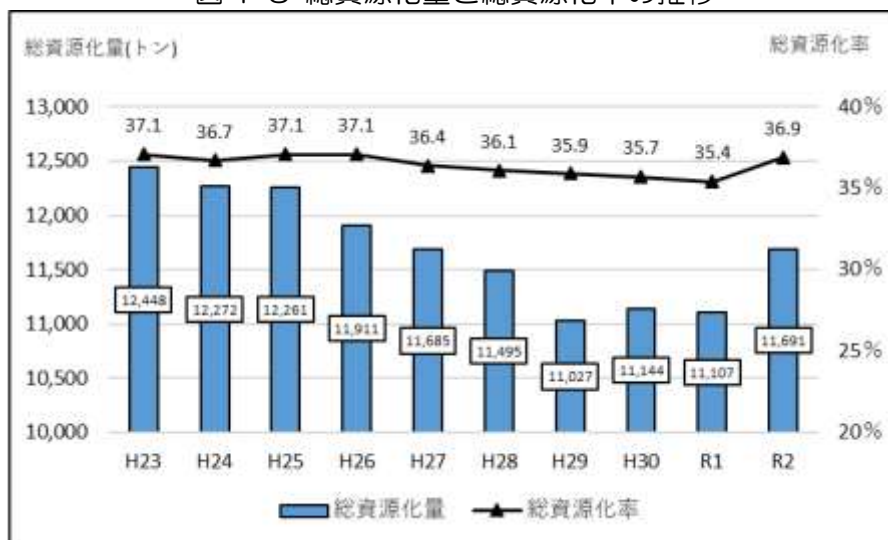
平成 18 年(2006 年)7 月に東京たま広域資源循環組合(以下「広域資源循環組合」という。)のエコセメント\*事業が開始して、焼却灰がエコセメント\*として資源化されるようになったため、総資源化率が増加するとともに、最終処分\*量が飛躍的に減少しました。その後、総排出量の減少に伴い総資源化量も減少しているため、総資源化率は図 1-3 のように平成 23 年(2011 年)度の 37.1%からほぼ横ばいとなっています。

\*最終処分、エコセメントについては P57 参照

表 1-3 総資源化量と総資源化率の推移

年 度	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年
総資源化量 (トン)	12,448	12,272	12,261	11,911	11,685	11,495	11,027	11,144	11,107	11,691
総資源化率 (%)	37.1	36.7	37.1	37.1	36.4	36.1	35.9	35.7	35.4	36.9

図 1-3 総資源化量と総資源化率の推移

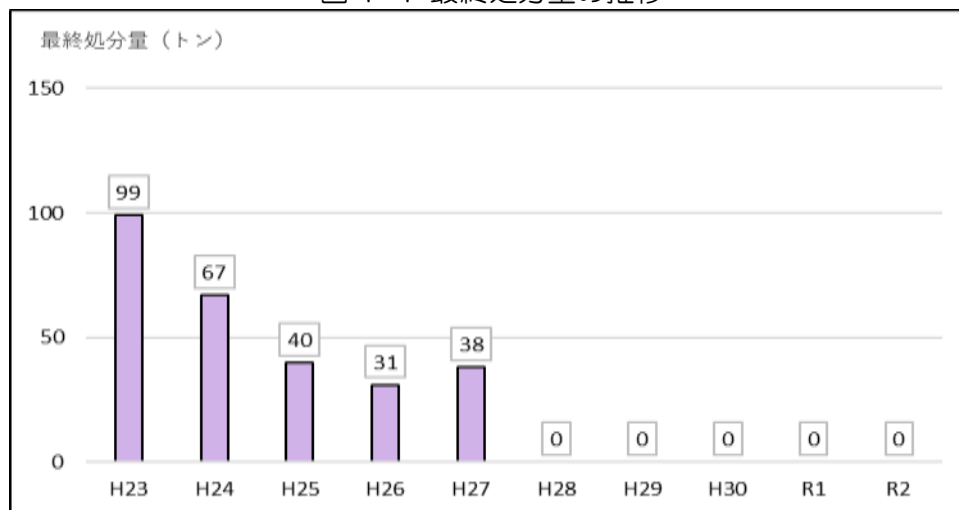


注) 焼却灰のエコセメント化分を含む。 \*エコセメントについては P57 参照

表 1-4 最終処分量の推移

年 度	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年
最終処分量 (トン)	99	67	40	31	38	0	0	0	0	0

図 1-4 最終処分量の推移



## 2 数値目標の達成状況

前計画において設定したごみ排出量の目標数値と、実際のごみ排出量を比較し、令和2年(2020年)度における目標の達成状況を下記に整理しました。

### (1) ごみ排出量

令和2年(2020年)度における前計画のごみ排出量の目標達成状況は表1-5のとおりです。家庭ごみの排出原単位(1人1日当たりの排出量)、及び事業系ごみの排出量は、令和2年(2020年)度の削減目標を達成できませんでした。これは、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えられます。感染症の影響が極めて少なかった令和元年度の家庭ごみの実績値は572.8グラムであり、この時点では令和2年度の目標を達成していました。事業系ごみについては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり排出量が減少したものの、目標は達成できていません。

表 1-5 ごみ排出量の目標達成状況

区分	指標	平成26年度	令和2年度				令和7年度	
		実績	目標値	実績	目標削減率	実績削減率	目標値	目標削減率
家庭ごみ	原単位 ( $\text{g}/\text{人}\cdot\text{日}$ )	606.6	579	594.4	4.5%	2.0%	555	8.5%
事業系ごみ	排出量 ( $\text{トン}/\text{年}$ )	5,706	5,499	5,950	3.6%	$\Delta 4.3\%$	5,327	6.6%

注) 家庭ごみの排出量は集団回収量を除く。

### (2) 総資源化率

令和2年(2020年)度における前計画の総資源化率の目標達成率は表1-6のとおりです。総資源化率の実績は前計画の見込みを下回っています。

表 1-6 総資源化率の目標達成率

指標	平成26年度	令和2年度		令和7年度
	実績	目標値	実績	目標値
総資源化率(%)	37.1	39.4	36.9	41.3

(3) 最終処分\*量

令和2年(2020年)度における前計画の最終処分\*量の目標については、広域資源循環組合の搬入配分量を遵守し目標を達成しました。

\*最終処分についてはP57参照

3 施策の実施状況

前計画における施策の実施内容及び実施状況は下記のとおりです。

【1.ごみ処理の基本方針】

(1) 3R\*の推進

施策名	施策の内容	実施内容	時期・頻度
発生抑制と排出抑制の促進	環境コミュニケーションセンター等を拠点にした環境学習・ごみの減量啓発事業の実施	近隣小学校によるひまわりの種まき及び花の苗植えの実施(エコ・パーク)	随時
		施設見学の実施(環境コミュニケーションセンター・清掃センター)	随時
		フリーマーケットの実施(環境コミュニケーションセンター)	年10回
		リサイクル品の無料提供の実施(環境コミュニケーションセンター)	月1回
		冬の原っぱ大会を通じての環境学習の実施(エコ・パーク)	年1回
		子ども服と本の交換会の実施(環境コミュニケーションセンター)	年2回
		使用済みTシャツを使った布ぞうり教室を開催(環境コミュニケーションセンター)	年3回
		自転車安全点検を実施(環境コミュニケーションセンター)	年1回
	各種イベントにおける3R*普及啓発	環境緑花フェスティバル(リサイクル品無料提供、古着等の回収、生ごみ処理機等の展示)、青少年フェスティバル(古着等の回収)において3R*普及啓発を実施	年1回
		ごみ減量アイデアコンクールを実施	年1回
	広報紙等による情報提供	広報あさしまに掲載	随時
		公共施設等へごみ減量を掲載した横断幕の掲示	随時
		ごみ収集車へごみ減量ステッカーの掲示	随時
		「30・10運動*」「プラスチック-1運動*」の普及啓発	随時
		昭島リサイクル通信の全戸配布	年2回
		ごみ減量啓発チラシの全戸配布	年1回
		雑古紙分別袋の全戸配布	H29年3月
	ごみ分別アプリの配信を開始	H29年6月	
ホームページによる情報提供	ホームページに掲載	随時	

さんまるいちまる \*30・10運動・プラスチック-1運動についてはP33参照 \*3RについてはP68参照

施策名	施策の内容	実施内容	時期・頻度
自主的なごみ減量化に対する支援	市民によるコンポスト容器及び電動式生ごみ処理機の購入に対する補助	コンポスト容器及び電動式生ごみ処理機の購入費を補助	継続
		ダンボールコンポスト購入費の補助を開始	H25年12月
		ダンボールコンポストの補助額を増額改定	R2年4月
	市民団体等による集団回収に対する奨励金の交付	資源回収奨励金制度の実施	継続
	昭島リサイクル通信等による集団回収活動団体の紹介、資源回収奨励金交付制度の普及啓発	子ども会に対する補助金説明会にて資源回収奨励金制度について説明	年1回
昭島リサイクル通信に資源回収奨励金制度について掲載		2回	
拡大生産者責任*に関する市民への周知等	事業者の各種リサイクル法に基づく使用済み製品の回収と再商品化の取組を市民へ周知	昭島リサイクル通信、資源とごみの分け方・出し方、ホームページ、ごみ分別アプリで家電4品やパソコン等の排出方法を周知	随時
	各種リサイクル法該当品目の収集対象からの除外	—	—
	拡大生産者責任*の拡充を国・業界団体等へ要請	市長会及び清掃協議会を通じて国に要請	年1回
	自主的な3R*の取組の実施を事業者へ要請	—	—
市民・事業者に対する店頭回収等の協力要請	事業者に対する店頭回収品目の拡充の要請	—	—
	市民に対する回収拠点の周知徹底と適正な排出への協力の要請	昭島リサイクル通信、資源とごみの分け方・出し方、ホームページ、ごみ分別アプリで拠点回収について周知	随時
多量排出事業者に対する減量化の指導	事業用大規模建築物の所有者に対する「廃棄物の減量及び再利用に関する計画」に基づく適正処理の徹底を指導	収集運搬許可業者が搬入するごみに対し展開検査を実施し適正処理を指導	毎月
		延べ床面積3,000m <sup>2</sup> 以上の事業者に対する「廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」の提出を要請	年1回
	排出事業者への直接的なごみ減量・資源化の指導	ごみ展開検査の結果に基づき集積場所への立ち入り調査等を実施	随時
事業者に対する古紙分別・リサイクルの普及啓発	排出事業者に対する古紙分別・リサイクルの普及啓発	古紙分別について掲載した事業者向けリサイクル通信を作成し配布	随時
食品関連事業者に対する食品リサイクルの要請等	食品関連事業者に対する食品残さの資源化の取組要請	食品リサイクル法に基づく収集運搬業務に係る一般廃棄物収集運搬業許可等の支援	随時
	食品関連事業者に対する食品残さの資源化の情報提供等による支援	搬入先市町村との事前協議等に係る支援	随時

\* 3RについてはP68参照

\* 拡大生産者責任についてはP69参照



## (2) 資源化の推進

施策名	施策の内容	実施内容	時期・頻度
集団回収の促進	集団回収奨励金制度の効率的な運用	品目別回収量向上のための奨励金単価の改定	H17年4月
	資源回収奨励金交付制度の内容や交付実績、集団回収実施団体の活動状況などの紹介による市民団体に対する集団回収実施の働きかけ	子ども会に対する補助金説明会にて資源回収奨励金制度について説明 昭島リサイクル通信に資源回収奨励金制度について掲載	年1回 H29年3月 H30年3月
	資源回収業者の情報を市民団体へ提供	資源回収団体登録時に、資源回収登録業者の情報を提供	随時
	昭島リサイクル通信やホームページへの集団回収の紹介や参加ルールなどの掲載による市民に対する集団回収への協力の呼びかけ	昭島リサイクル通信に資源回収奨励金制度について掲載	H29年3月 H30年3月
	ごみ・資源の分別排出の徹底	廃棄物減量等推進員・地域コミュニティの協力による市民や少量排出事業所に対する情報提供・分別排出の重要性についての普及啓発	昭島リサイクル通信、資源とごみの分け方・出し方、ホームページ、ごみ分別アプリで分別排出の重要性を周知
将来的な資源化方策についての検討	資源化品目の拡大等による将来的な資源化方策の検討	戸別収集による排出者責任への指導	随時
		集合住宅の管理者・居住者に対する排出指導	注意看板（外国語版含む）の設置や説明会を実施
プラスチック製容器包装の再商品化	環境コミュニケーションセンターにおけるプラスチック製容器包装の容器包装リサイクル法に基づく適正処理	プラスチック製容器包装の容器包装リサイクル法ルートによる再商品化の実施	H23年4月
将来的な資源化方策についての検討	資源化品目の拡大等による将来的な資源化方策の検討	ダンボールコンポスト購入費の補助を開始	H25年12月
		ダンボールコンポスト講習会を実施	年5回
		市の道路整備工事、下水道工事、外構工事等でエコセメント*製品を使用	随時

\*エコセメントについては P57 参照

(3) 適正処理の推進

施策名	施策の内容	実施内容	時期・頻度
ごみ収集車による環境負荷の低減	収集効率の改善	宅地開発等に合わせ収集エリアや収集ルートを見直し、収集の効率化を図っている	継続
	ごみ収集車の適切な維持管理	年次点検、車検、職員による出発前点検、洗車等による維持管理を実施	継続
	低公害車の導入	天然ガス車を主としながらも全ごみ収集車の低公害化を達成	継続
	ごみ収集運搬委託業者及び許可業者に対するごみ収集車による環境負荷の抑制の要請	天然ガスに限らず、環境負荷の少ない非天然ガス車の導入も要請	継続
	震災時等のリスクを最小限にするため、収集車のエネルギー供給源の分散化を検討	直営及び委託業者のごみ収集車について、危機管理や広域支援等を視野に入れたエネルギー供給源の分散のため、一部、環境負荷の低減を前提とした非天然ガス車を導入	継続
ごみ処理による環境負荷の抑制	焼却量の低減	生ごみ処理機購入費補助等により、ごみの排出抑制を実施	随時
	ごみ処理施設の適切な維持管理	各種検査の実施(排ガス測定、排ガス・ダイオキシン類等測定、水質検査、焼却灰測定、環境測定、ごみ質検査、臭気測定)	随時
		環境コミュニケーションセンターの運営・管理において、選別や破碎処理を行う場所を負圧・密閉化し、環境への負荷を低減	平成23年4月
事業者等に対する適正処理の指導	事業者や許可業者に対する自己処理責任の指導の強化	収集運搬許可業者が搬入するごみに対し展開検査を実施し適正処理を指導	毎月
適正処理困難物の事業者処理の推進	処理ルートが確立されている適正処理困難物の販売店・専門業者等への適正処理の要請	販売店や専門業者による下取りまたは引取りのルートを市民及び事業者へ周知	随時
	処理ルートの定まらない適正処理困難物に関する東京都や国を通じての業界団体等への適正処理の要請	市長会及び市町村清掃協議会を通じて国に要請	年1回
	適正処理困難物対象品目の見直し等の検討		
	適正処理困難物の取扱いについての市民に対する周知徹底	昭島リサイクル通信、資源とごみの分け方・出し方、ホームページ、ごみ分別アプリで周知	随時
災害廃棄物への対応	災害廃棄物対策指針や昭島市地域防災計画を踏まえた災害廃棄物処理計画等の策定	—	—
将来を見据えたごみ焼却施設整備計画の策定	将来の施設運用を見据えた具体的な焼却施設整備計画を検討	可燃ごみ処理施設整備計画策定に向けた基本調査を実施	令和3年4月

(4) 市民・事業者・市の三者による協働

施策名	施策の内容	実施内容	時期・頻度
昭島リサイクル通信等広報活動の充実	市民の問合せや意見等を踏まえた内容の充実	市民から問合せが多いごみの分別について掲載	随時
	ごみ処理事業の状況を広報あきしまへ定期的に掲載	平成 29 年 4 月から広報あきしまの「取り組みもうごみ減量」コーナーにごみ処理事業の状況等を掲載	年 10 回程度
	ごみ処理事業に関する情報、先進的な市民団体や事業者の取組状況などの紹介	ごみ処理事業に関する情報について、昭島リサイクル通信、ホームページに掲載	随時
3R* 啓発活動の充実	環境コミュニケーションセンターやエコ・パークの活用	【環境コミュニケーションセンターの活用】 フリーマーケット・リサイクル品無料提供・ダンボールコンポスト講習会・リサイクル体験学習会の開催、ごみ減量啓発ポスター優秀作品・電動式生ごみ処理機やコンポスト容器の展示 【エコ・パークの活用】 冬の原っぱ大会の開催	随時
	アンケート調査などによる市民の意見や要望の反映	環境緑花フェスティバル等においてアンケート調査を実施	過去数回
	ごみの減量化やリサイクルに関する啓発ポスターや標語の公募	ごみ減量等啓発ポスター及び清掃標語を公募	年 1 回
	回収牛乳パックを利用したリサイクルキッチンペーパーの配布	イベント等で配布	随時
	リサイクル品目の拡大	小型家電宅配回収サービスを開始	平成 28 年 4 月
		インクカートリッジの拠点回収を開始	平成 29 年 9 月
		古着・古布の拠点回収場所を拡大	平成 29 年 9 月
使用済みはがき等の拠点回収を開始		平成 31 年 4 月	
循環型社会形成を担う人材の育成	市内の小中学校との連携による環境教育の充実(清掃センター・環境コミュニケーションセンターの見学会などの実施)	施設見学を実施	随時
		市内小学校の環境学習への参画	随時
	市民を対象とする出前講座や施設見学会の実施	自治会での出前講座を実施	随時
	ごみの減量化・リサイクルの地域活動の担い手の市民などに対する支援策の検討(関連情報の提供など)	自治会等による施設見学を実施	随時
		廃棄物減量等推進員研修会において地域活動の担い手の市民へ情報を提供	年 1 回程度

\* 3R については P68 参照

施策名	施策の内容	実施内容	時期・頻度
廃棄物減量等推進員の活用	廃棄物減量等推進員に対する3R*に関する講習会の実施やごみ処理事業関連の情報の提供	廃棄物減量等推進員研修会及び連絡会を実施	年1回
	廃棄物減量等推進員を通じた地域住民のごみ処理事業に対する意見の把握		
	廃棄物減量等推進員間での活動のノウハウや情報の共有のための意見交換や情報交流の場の設置		
市民・事業者・市の三者間における連携	環境コミュニケーションセンターを拠点とした市民・事業者に対する情報提供等の支援	—	—
	ごみに関して共通の課題を抱えている市民及び事業者間の情報交流や協力などの促進・情報の共有	—	—

\* 3RについてはP68参照

#### (5) ごみ処理体制の効率化

施策名	施策の内容	実施内容	時期・頻度
ごみ処理体制の見直し	直営方式で実施している一部のごみ収集や施設の運転管理のごみ処理作業の見直し	直営で行っていた資源収集を全面委託し、収集経費を削減	令和3年4月
ごみ処理体系の調査・研究	新しいごみ処理方法や技術等についての調査・研究	今後の可燃ごみ処理のあり方の調査・研究を推進するため、清掃施設担当課長の職を設置	平成31年4月
		環境部職員によるプロジェクトにおいて、新たな処理手法等の調査・研究を実施	平成31年4月
		可燃ごみ処理技術等の動向把握のため、可燃ごみ処理施設整備計画策定基本調査を実施	令和3年4月
許可業者に対する指導	基準に基づいた適切な搬入が行われるよう指導を行い、搬入ごみの適正管理の徹底を図る	搬入ごみに対するごみ展開検査を実施	毎月
作業員に対する安全教育	収集及びごみ処理作業における労働安全の確保を図るため、定期的な安全教育を実施	安全運転講習会の実施や定期的な委託業者との情報連絡会の開催、各種技能講習会への参加派遣など安全教育を実施	随時
		容器包装リサイクル協会による、プラスチック選別ライン研修を実施	令和元年6月

## 第2章 ごみ処理事業の現状と課題

### 第1 ごみ処理事業の概要

#### 1 事業の位置づけ

##### (1) 法令上の位置づけ

ごみ処理事業は、地方自治法(昭和22年(1947年)法律第67号)に規定する自治事務に該当し、市町村が処理する事務の一つとして位置づけられています。

また、廃棄物処理法では、市町村に、一般廃棄物処理計画に基づきごみを収集し、これを運搬し、及び処分(再生を含む)すること(これらを総称して以下「ごみ処理」という。)が義務づけられています。このことから、法令の規定に基づいて適正なごみ処理事業を実施することは、市町村の責務となっています。

##### (2) 市における位置づけ

ごみ処理事業は、市民の日常生活に最も密着した行政サービスの一つであり、次のサービスを市民に提供しています。

- ① 市民の生活環境を保全するうえで支障が生じないうちにごみ処理をすること。
- ② ごみの減量化に関する市民の自主的な取組を、直接的または間接的に支援すること。
- ③ その他循環型社会の形成に関する施策を推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること。

#### 2 事業の範囲

市のごみ処理事業の範囲は、次のとおりです。

- ① 資源及びごみの収集運搬(原則として事業所から排出されるものを除く。)
- ② ごみ処理施設の整備と維持管理(最終処分\*場を除き、資源化施設及びストックヤードを含む。)
- ③ 資源の選別
- ④ ごみの中間処理(破碎、焼却)
- ⑤ ごみの減量化に関する市民の自主的な取組の支援
- ⑥ その他循環型社会の形成に関すること

\*最終処分についてはP57参照

### 3 車両及び施設の状況

#### (1) ごみ収集車

市が所有しているごみ収集車は、表 2-1 に示すように、4 トン車はなく、2 トン車のみ計 7 台です。また、市がごみの収集運搬の一部を委託している民間業者のごみ収集車は、4 トン車 2 台及び 2 トン車 33 台の計 35 台となっています。

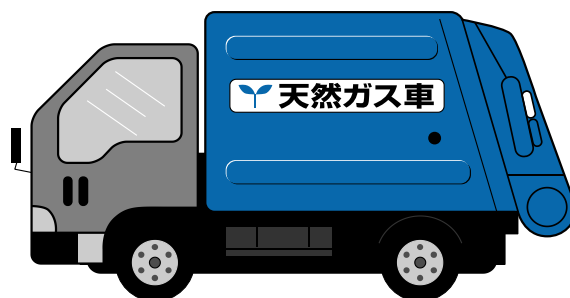
市全体では、42 台のごみ収集車で対応し、市内全域のごみの収集運搬にあたっています。

なお、市直営及び民間委託の車両については、天然ガスを燃料とする低公害車(以下「CNG 車」という。)の導入を進め、令和 3 年(2021 年)4 月 1 日現在、全 42 台中 22 台が CNG 車となっています。

表 2-1 ごみ収集車(予備車両を含む)の概要  
(令和 3 年(2021 年)4 月 1 日現在、単位：台)

区 分	4 トン車	2 トン車	合計
市 直 営	0 (0)	7 (5)	7 (5)
民間委託	2 (0)	33 (17)	35 (17)
合 計	2 (0)	40 (22)	42 (22)

注) ( )内はCNG車の台数



(2) 焼却施設

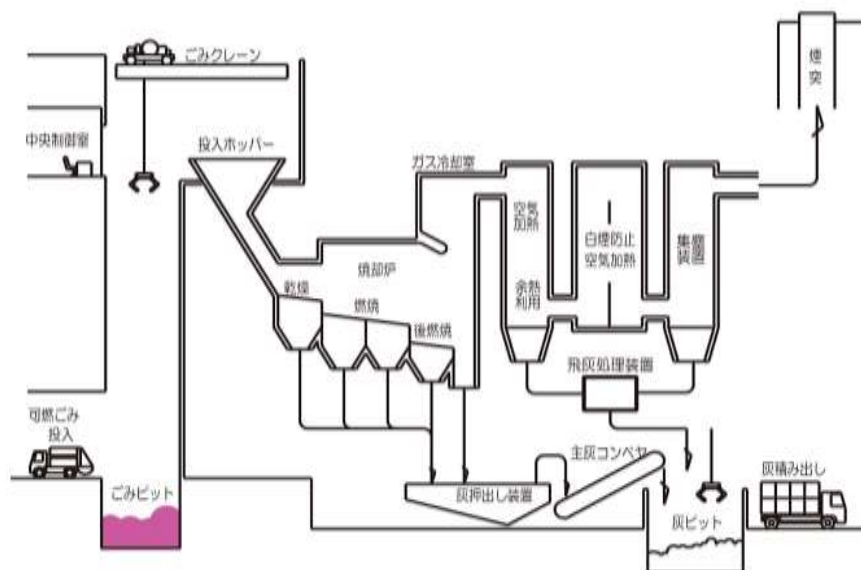
市の焼却施設は、表 2-2 に示すように、平成 6 年(1994 年)と 7 年(1995 年)にわたって 2 基の全連続燃焼式ストーカ炉\*(95 トン/24 時間×2 炉)が建設され、現在に至っています。

表 2-2 焼却施設の概要

名 称	昭島市清掃センター
所 在 地	昭島市田中町四丁目3番14号
竣 工 年 月	1号炉：平成6年(1994年)6月      2号炉：平成7年(1995年)10月
処 理 対 象 物	可燃ごみ、可燃系粗大ごみ
炉 形 式	全連続燃焼式(ストーカ炉*)
稼 動 時 間	24時間稼動
処 理 能 力	190トン/24時間(95トン/24時間×2炉)
前 処 理	破碎設備(可燃性粗大ごみ用)
湿り排ガス量	37,439立方メートル(標準状態)/時間
排ガス処理	有害ガス除去：消石灰吹込み(塩化水素対策) 集じん機：バグフィルター
飛灰処理	キレート剤処理(平成14年(2002年)12月開始)
汚水処理	排水処理後炉内噴霧(クローズドシステム)
煙 突 高	100メートル
余 熱 利 用	給湯能力：5立方メートル/時間

\*ストーカ炉とは、火格子を階段状に並べた燃焼装置で、階段状の火格子が前後に動くことで、ごみと空気が効率的に接触でき、不均質な性状なものでも安定して燃焼させることができる燃焼方法

図 2-1 焼却施設の概略フロー



### (3) 破碎処理施設・資源ごみ選別施設

市の破碎処理施設・資源ごみ選別施設は、表2-3のように、平成23年(2011年)3月に建設したものです。

表 2-3 破碎処理施設・資源ごみ選別施設の概要

名 称	昭島市環境コミュニケーションセンター
所 在 地	昭島市美堀町三丁目8番1号
竣 工 年 月	平成23年(2011年)3月
処 理 対 象 物	不燃ごみ、粗大ごみ、プラスチック、資源ごみ
処 理 方 式	不燃・粗大ごみ、高速回転破碎機(堅型・出力250kw)
	プラスチックごみ、低速回転式一軸破碎機(出力50kw)
処 理 能 力	不燃・粗大ごみ系統 12.9トン/5時間
	プラスチック系統 14.7トン/5時間
	資源ごみ選別系統 8.3トン/5時間
資源の回収	磁力選別機による鉄類・アルミの回収 手選別による異物除去

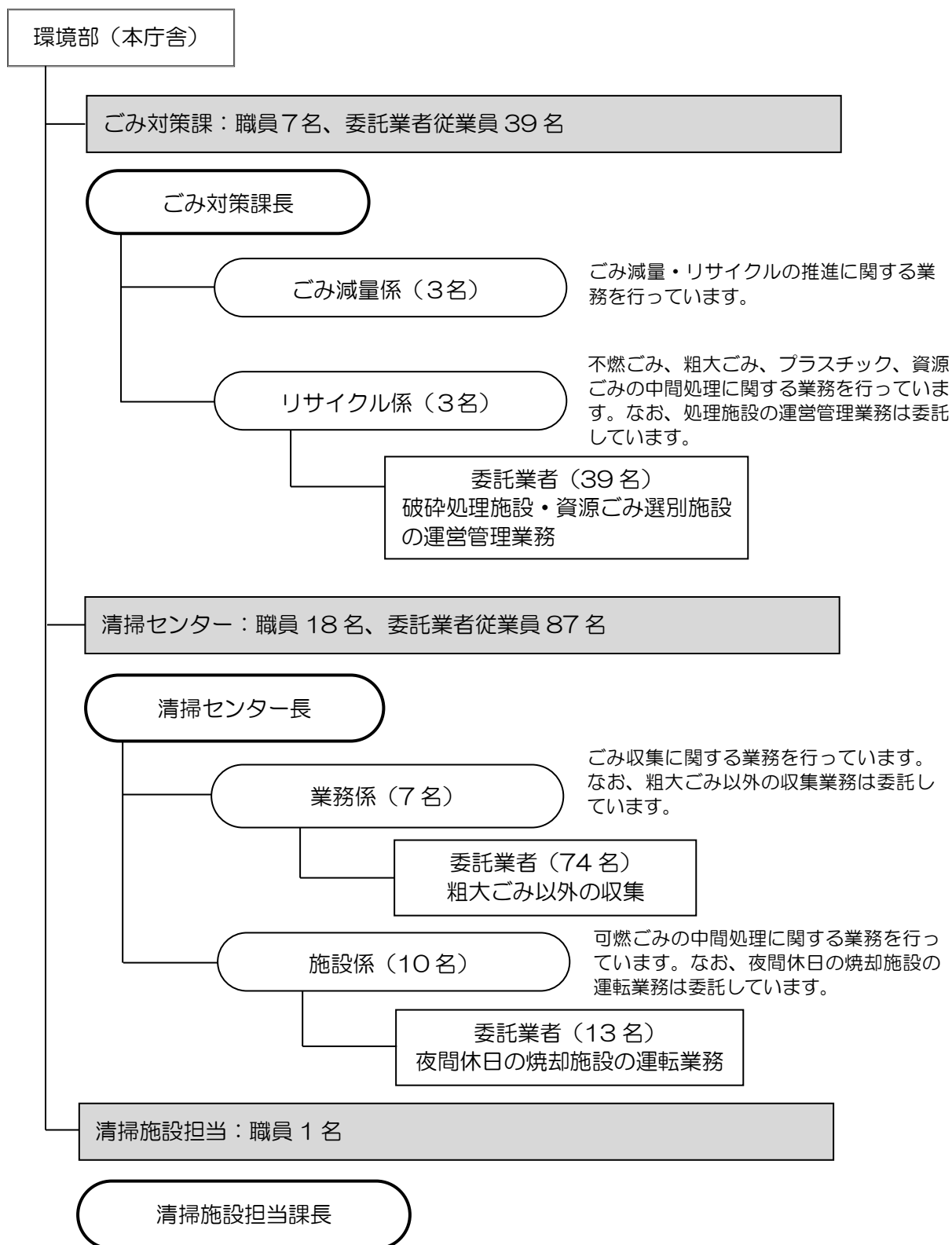
## 4 実施体制

### (1) 市のごみ処理組織

平成23年(2011年)度に環境コミュニケーションセンターが稼働してからは、ごみ対策課がごみの減量・リサイクルの推進に関する業務、不燃ごみ、粗大ごみ、プラスチック、資源ごみの中間処理業務を行い、清掃センターがごみの収集に関する業務、可燃ごみの中間処理業務を行っています。



図 2-2 市のごみ処理組織(令和3年(2021年)4月1日現在)



## (2) ごみの収集運搬体制

ごみの収集運搬は、市直営と民間委託で行っています。令和3年(2021年)4月1日現在の人員数は、表2-4のように、直営と委託を合わせて77名となっています。

表2-4 収集運搬従事人員数  
(令和3年(2021年)4月1日現在、単位：名)

区 分	運転手	作業員	合 計
市 直 営	3	0	3
民間委託	39	35	74
合 計	42	35	77

## (3) ごみ処理施設の運営体制

### ア 焼却施設

夜間及び土日の運転作業を民間業者に委託し、平日昼間の運転と総合的な維持管理については、市直営(8名体制)で行っています。

### イ 破砕処理施設・資源ごみ選別施設

処理施設の運営管理業務を、民間業者に委託しています。

## 5 ごみ処理事業費

令和2年(2020年)度のごみ処理経費は、約22億1,494万2千円で一般会計歳出総額(547億円)の約4.0%を占めています。これを換算すると、ごみ1トン当たり72,398円、市民1人当たり年間19,500円、1世帯当たり年間40,320円の処理経費となります。総ごみ量と処理経費の過去6年間の推移は、表2-5及び図2-3のとおりです。

また、令和2年(2020年)度のごみ処理部門ごとの経費は、表2-6及び図2-4のように、収集運搬にかかる経費が最も多く約7億3,822万円で、ごみ処理経費の約33.3%を占めています。その次に多いのが、焼却費の約5億4,266万円、約24.5%、最終処分\*費約3億6,516万円、約16.5%となっています。

\*最終処分についてはP57参照

表 2-5 総ごみ量とごみ処理経費の推移

年 度	総ごみ量 (トン)	人口(人)	世帯数	ごみ処理経費	1トﾝ当たり	1人当たり	1世帯当たり
				(千円)	(円)	(円)	(円)
平成 23年	31,798	113,672	50,227	1,901,738	59,807	16,730	37,863
平成 24年	31,683	113,181	51,784	1,945,076	61,392	17,186	37,561
平成 25年	31,562	113,092	52,176	1,893,676	59,999	16,745	36,294
平成 26年	30,648	112,647	51,176	1,961,917	65,017	17,417	38,337
平成 27年	30,672	112,881	52,486	1,982,171	64,625	17,560	37,766
平成 28年	30,342	112,852	52,817	2,010,172	66,250	17,812	38,059
平成 29年	29,340	113,010	53,303	1,981,676	67,542	17,535	37,178
平成 30年	29,870	113,284	53,869	1,984,566	66,440	17,519	36,841
令和 元年	30,135	113,347	54,223	2,188,470	72,622	19,308	40,361
令和 2年	30,594	113,589	54,934	2,214,942	72,398	19,500	40,320

注) 総ごみ量=収集した家庭ごみ量+持ち込まれた事業系ごみ量+拠点回収量

図 2-3 総ごみ量とごみ処理経費の推移

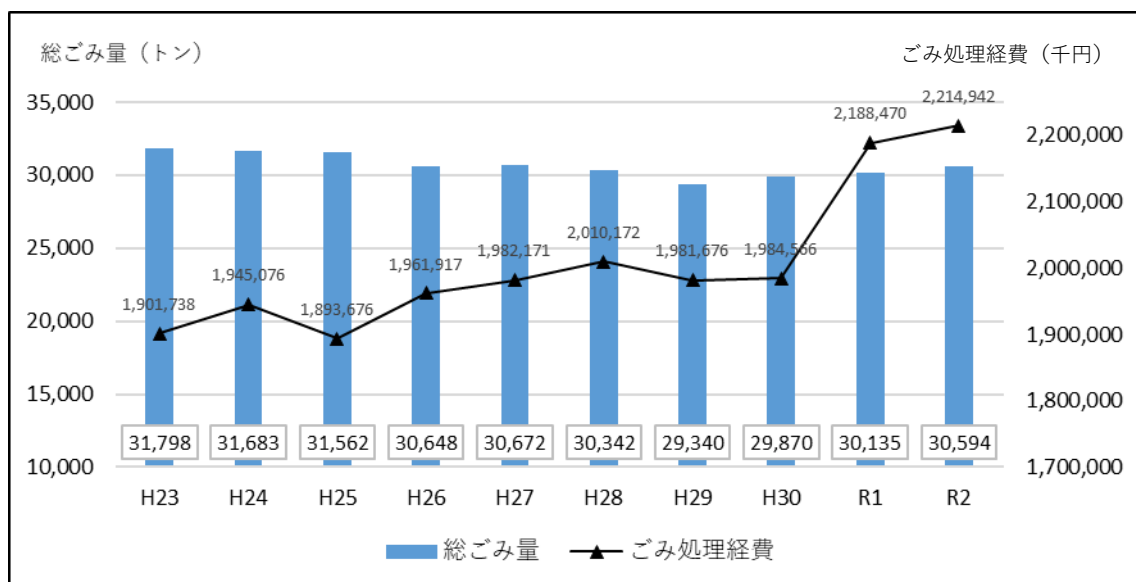
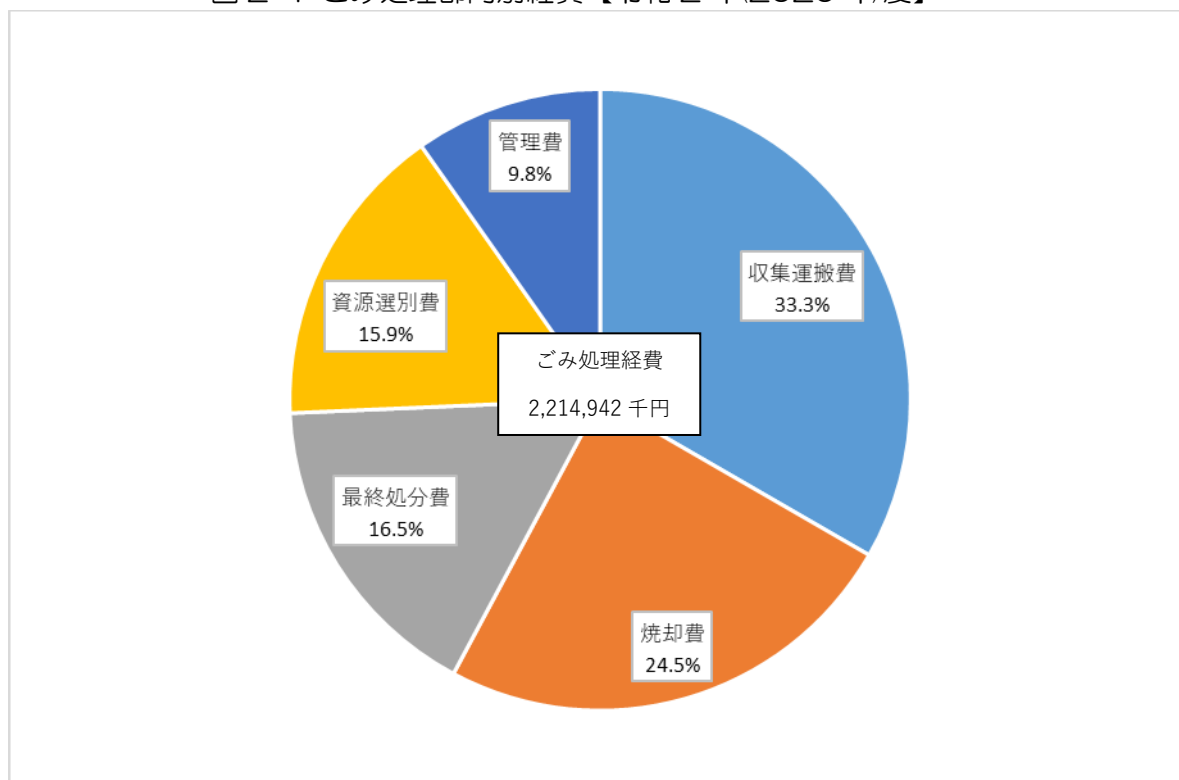


表 2-6 ごみ処理部門別経費【令和 2 年(2020 年)度】

(単位：千円)

収集運搬費	焼却費	最終処分費	資源選別費	管理費	ごみ処理経費
738,222	542,665	365,160	352,475	216,420	2,214,942
33.3%	24.5%	16.5%	15.9%	9.8%	100.0%

図 2-4 ごみ処理部門別経費【令和 2 年(2020 年)度】



## 第 2 ごみの排出と処理状況

### 1 市民及び事業者によるごみの排出

市内で発生するごみのうち、市のごみ処理施設で扱うことのできるものには、主に市民生活によって発生する「家庭ごみ」と、主に市内の事業活動によって発生する「事業系ごみ」があります。市におけるごみの排出状況、市民及び事業者が排出するごみの流れは、次のとおりです。

(1) ごみの排出状況

令和2年(2020年)度の市におけるごみの総排出量は31,722トンでした。なお、ここでいう「ごみの総排出量」とは、次のごみ量の合計をいいます。

- ①収集ごみ量：市が直営または民間委託によって収集したごみの量(主に市民が排出したごみの量で、少量排出事業所のごみ量も含まれる。少量排出事業所とは、店舗併用住宅などの事業系ごみの排出量が少ない事業所をいう。)
- ②持込ごみ量：事業者(事業者が委託した許可業者を含む。)が市の環境コミュニケーションセンターに直接搬入したごみ、及び事業者に委託された許可業者が清掃センターに搬入したごみの量(主に事業者が排出したごみの量で、市民が環境コミュニケーションセンターに直接搬入したごみ量も含まれる。)
- ③拠点回収量：環境コミュニケーションセンターや市役所などの市の回収拠点に市民が持ち込んだ小型家電、古着・古布、白色トレーの量
- ④集団回収量：市の資源回収奨励金交付制度の適用を受けて市民団体が回収した資源の量

総排出量をごみの主な排出者によって家庭ごみ(①+③)、事業系ごみ(②)、集団回収(④)に区分すると、表2-7のように、77.7%が家庭ごみ、18.8%が事業系ごみ、3.5%が集団回収となっています。

令和2年(2020年)度の総排出量を6年前の平成26年(2014年)度と比較すると、ごみ全体では約1.3%減少しています。家庭ごみ、事業系ごみ、集団回収に分けてみると、家庭ごみが約1.2%減少、事業系ごみが約4.3%増加、集団回収量が約24.5%減少しています。

表2-7 ごみの総排出量と内訳

項目	令和2年 (2020年)度		平成26年 (2014年)度		6年間の増減		
	排出量 (トン)	構成比 (%)	排出量 (トン)	構成比 (%)	増減量 (トン)	増減率 (%)	
ごみの総排出量	31,722	100.0	32,142	100.0	△420	△1.3	
内訳	家庭ごみの排出量	24,644	77.7	24,942	77.6	△298	△1.2
	事業系ごみの排出量	5,950	18.8	5,706	17.8	244	4.3
	集団回収量	1,128	3.5	1,494	4.6	△366	△24.5

## (2) 市民が排出するごみの流れ

家庭で発生したごみは、市民団体による集団回収や事業者の協力によって資源として回収されているものもありますが、その大部分は家庭で 7 種類に分別して排出され、それを市が収集し、資源化または処理を行っています。

可燃ごみは清掃センターで焼却処理し、その焼却灰は広域資源循環組合のエコセメント\*化施設で全量資源化しています。可燃ごみ以外のごみは環境コミュニケーションセンターで処理しています。

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、及び洗濯機・衣類乾燥機の 4 品目については「特定家庭用機器再商品化法」(平成 10 年(1998 年)法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。)、パソコン及び小型二次電池の 2 品目については「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成 3 年(1991 年)法律第 48 号。以下「資源有効利用促進法」という。)によって、製造業者等にリサイクルが義務づけられており、小売業者や収集運搬業者などによって回収されています。また、携帯電話、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等については、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(平成 24 年(2012 年)法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。)によって、市内公共施設 18 か所で拠点回収を行い、有用金属等の回収、資源化を行っています。その他、市のごみ処理施設で処理できない物については、販売店などの協力によって引き取られ、処理されています。

\*エコセメントについては P57 参照

## (3) 事業者が排出するごみの流れ

会社・飲食店・商店等の事業活動や、教育・社会福祉等の公共サービス活動などに伴って発生した紙くず、木くず、繊維くず、生ごみなどで、他人に売却または無償で譲り渡すことや、自らリサイクルすることができない物がごみ(事業系ごみ)となります。なお、事業系ごみのうち廃棄物処理法で種類や排出する業種が定められた 20 種類が産業廃棄物となり、それ以外のものが事業系一般廃棄物となります。市が処理しているのは事業系一般廃棄物のみです。事業所で発生したごみは、市の環境コミュニケーションセンターに事業者が自ら搬入するか、許可業者に収集運搬を委託して搬入するかいずれかで、それを市が家庭ごみと一緒に資源化または処理しています。少量排出事業所のごみについては、市が家庭から排出されたごみと一緒に収集しています。

食品関連事業者は、食品残さを「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(平成 12 年(2000 年)法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。)に基づいて、自らまたは専門業者に委託してリサイクルもしくは減量化に努めることとなっています。さらに、「食品ロス\*の削減の推進に関する法律」(令和元年(2019 年)法律第 19 号。以下「食品ロス\*削減法」という。)に基づいて、市が実施する食品ロス\*の削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロス\*の削減について積極的に取り組むこととなっています。 \*食品ロスについては P77 参照

## 2 市におけるごみの収集と搬入

市は家庭ごみを収集し、可燃ごみは清掃センターに、可燃ごみ以外は環境コミュニケーションセンターに搬入しています。事業所から排出される事業系ごみについては、事業者が自ら持ち込む場合は環境コミュニケーションセンターに、許可業者に収集運搬を委託する場合は清掃センターに搬入されます。なお、少量排出事業所の事業系ごみは、家庭ごみと一緒に市が収集しています。

令和 2 年(2020 年)度に、市が収集したごみ量は 24,644 トン(拠点回収量を含む。)、搬入されたごみ量は 5,950 トンでした。

家庭ごみの収集状況並びに事業系ごみの搬入及び収集状況は次のとおりです。

### (1) 家庭ごみの収集状況

#### ア 7 分別収集

家庭ごみの減量化と資源化を図るため、平成 12 年(2000 年)2 月から 7 分別収集を開始しています。7 分別収集の区分は表 2-8 に示すとおりです。

表 2-8 家庭ごみの収集区分【令和 3 年(2021 年)度】

区分	ごみの種類	収集方法	収集料金	収集回数
可燃ごみ	生ごみ・厨芥*類、衛生上焼却が必要なもの、衣類・布類、資源にならない紙、木材、汚れたプラスチック、その他	戸別収集 (注)	有料 (指定袋)	週2回
	おむつ		無料	
	落ち葉、草・花、せん定枝		無料	
不燃ごみ	金属類、せともの類、小型家電製品、おもちゃ、ガラス食器・板ガラス、ゴム製品・塩化ビニール製品・くつ、衣類以外の革製品、CD・DVD・MD、その他	戸別収集 (注)	有料 (指定袋)	3週1回
プラスチック	容器類(マヨネーズ容器、食用油やドレッシングのプラスチックボトル、洗剤容器、卵のパック、カップ麺、プリン容器)、ビニール袋、ポリ袋、菓子袋、その他のプラスチック製容器包装(プラマークのあるもの)、スチロール容器、発泡スチロール、硬質プラスチック、その他	戸別収集 (注)	有料 (指定袋)	3週2回
古紙	新聞、広告	戸別収集 (注)	無料	4週1回
	雑誌			2週1回
	雑古紙			2週1回
	ダンボール(茶封筒・茶色の紙も含む)			4週1回
	飲料用紙パック (アルミコーティング、茶色のもの以外)			週1回
資源	缶、びん(中身が人の口に入るものに限る)、ペットボトル(飲料・醤油用に限る)、ビデオテープ・カセットテープ、カセットコンロ用ガス・ヘアスプレー・殺虫剤のボンベ等	戸別収集 (注)	無料	週1回
有害ごみ	蛍光灯・電球型蛍光灯、乾電池・ボタン電池・リチウムイオン電池、水銀体温計等	戸別収集 (注)	無料	週1回
粗大ごみ	電気製品、家具・収納・寝具用品、OA 機器、楽器・スポーツ健康器具用品、台所・水回り用品等	申込による 戸別収集	有料 (シール)	随時

注) 平成16 年(2004 年)10 月1日から市内全域で戸別収集を実施。

\*厨芥については P44 参照

図 2-5 家庭ごみの収集区分【令和3年(2021年)度】



「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年(1995年)法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。)に基づき、令和元年(2019年)6月、分別収集計画が改訂されました。この計画では、一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集するとともに、3R\*(リデュース、リユース、リサイクル)を推進して資源の有効利用、廃棄物の減量、最終処分\*場の延命化、循環型社会の形成を図っています。また、市民・事業者・市それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これらを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示しています。計画期間は令和2年(2020年)4月から5年間となっています。\*最終処分についてはP57参照 \*3RについてはP68参照

### イ 家庭ごみの有料化

ごみ問題に対する意識を高め、家庭ごみの減量化と資源化を推進し、ごみ処理の費用負担の公平化などを図るために、平成14年(2002年)4月から家庭ごみの有料化(指定収集袋制)を実施しています。有料化の対象としたのは、可燃ごみ、不燃ごみ及びプラスチックの3種類です。指定収集袋の種類と価格は、表2-9のとおりです。

なお、粗大ごみについては、事前申込による戸別収集または直接搬入となっており、直接搬入は従量制、戸別収集は平成8年(1996年)6月から有料シール(処理券)制で、品目別に500~3,000円の処理手数料を徴収しています。

表 2-9 指定収集袋の種類と価格【令和3年(2021年)度】

可燃ごみ専用袋(ピンク)	不燃ごみ専用袋(オレンジ)	プラスチック専用袋(紫)
		
種 類		価格(消費税込み)
大袋(40リットル相当)	1組(10枚入り)	600円(1枚当たり60円)
中袋(20リットル相当)	1組(10枚入り)	300円(1枚当たり30円)
小袋(10リットル相当)	1組(10枚入り)	150円(1枚当たり15円)
ミニ袋(5リットル相当)	1組(10枚入り)	70円(1枚当たり7円)



## ウ 戸別収集

市は、平成16年(2004年)10月1日より、集合住宅等を除いて、市内全域で戸別収集を実施しています。

### (2) 事業系ごみの搬入と収集状況

事業系ごみは、排出した事業者による自己処理が原則となっています。ただし、市では、自己処理できない事業者が自己搬入によって環境コミュニケーションセンターに持ち込んだ事業系ごみ、または委託された許可業者が清掃センターに持ち込んだ事業系ごみについては、有料(1キログラム当たり30円)で受け入れています。なお、少量排出事業所については、市が家庭ごみと一緒に収集しています。

## 3 ごみ処理の状況

令和2年(2020年)度において、市内で排出されたごみのうち、収集または搬入されたごみは、表2-10及び図2-6に示すように処理されました。

表2-10 ごみの処理量と処理内容【令和2年(2020年)度】

(単位：トン)

区分	処理量	処理内容
可燃ごみ	20,875	清掃センターの焼却炉で焼却し、焼却灰は鉄分回収後、東京たま広域資源循環組合にてエコセメント*化(資源化)または、再生業者に引き渡し資源化
不燃ごみ	1,479	環境コミュニケーションセンターで小型家電を選別し再生業者に引き渡し再資源化、その他は破砕機で破砕後、磁力選別機による選別を行う
粗大ごみ	1,405	選別後の鉄、アルミは有価物として専門業者に売却、可燃残さは焼却、不燃残さは再生業者に引き渡し金属類をマテリアルリサイクル*、再生可能な粗大ごみは環境コミュニケーションセンタープラザ棟で修理し市民に無料提供
プラスチック	1,897	プラスチック製容器包装とそれ以外のものに選別し、容器包装リサイクル法対象のプラスチック製容器包装は圧縮梱包、それ以外のものは、細かく破砕し、固形燃料化、または廃棄物発電に利用(資源化)
古紙	3,139	回収業者によって直接資源化
資源	1,696	環境コミュニケーションセンターで選別し、再生業者に引き渡し再資源化
有害ごみ	46	再生業者に引き渡し資源化
拠点回収	57	再生業者に引き渡し資源化
集団回収	1,128	資源回収業者に引き渡し資源化
合計	31,722	

\*エコセメントについてはP57参照

\*マテリアルリサイクルとは、廃棄物を製品の原材料として再利用するリサイクル手法のこと。例えばペットボトルを粉砕・加工処理して繊維化し、衣類を生産するなど。

ごみの焼却による減量、資源化及び最終処分\*の状況は次のとおりです。

(1) 焼却による減量

焼却量は 23,127 トンで、2,603 トンの焼却残さと、61 トンの金属残さが発生し、20,463 トンが減量化されました。焼却による減量化率(総排出量に対する焼却減量化量の割合をいう)は 64.5%です。

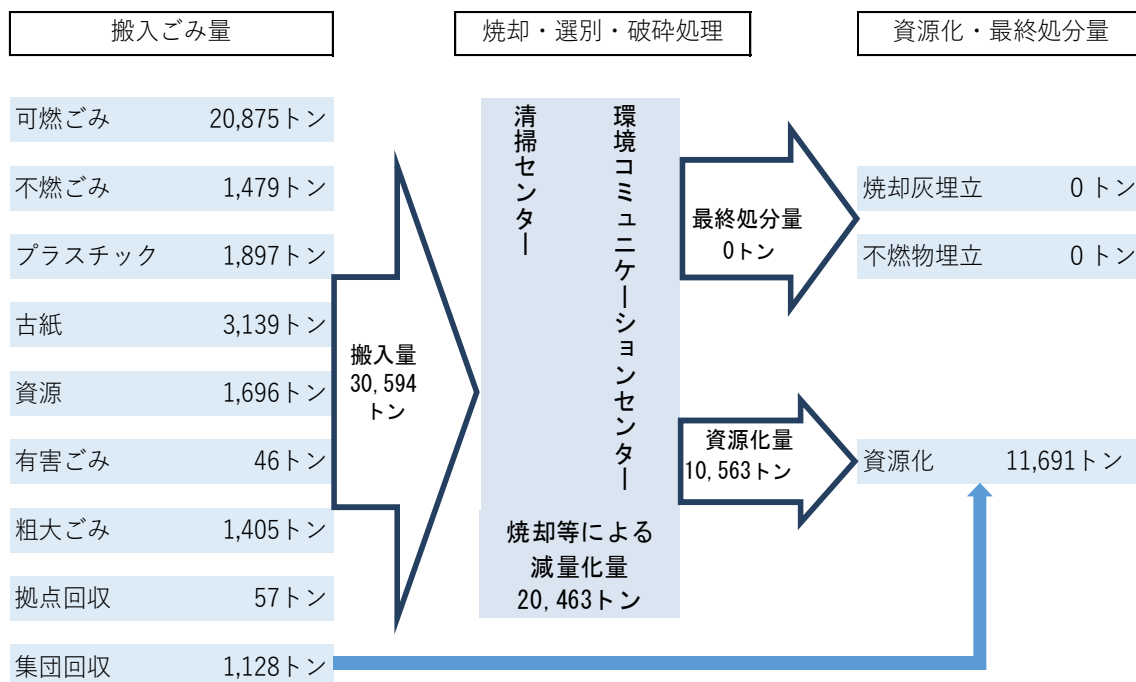
(2) 総資源化量

総資源化量は 11,691 トンであり、総資源化率は 36.9%でした。これは、6 年前の平成 26 年(2014 年)度における総資源化量(11,911 トン)より 1.8%減少しており、総資源化率も 0.2%減少しています。

(3) 最終処分\*量

不燃残さは、平成 28 年(2016 年)度から再生業者にて資源化、また、焼却残さ(焼却灰及び飛灰)は、広域資源循環組合のエコセメント\*化施設においてリサイクルされており、最終処分\*場への埋め立ては行っていません。

図 2-6 物質収支フロー【令和 2 年(2020 年)度】



\*最終処分、エコセメントについてはP57 参照

### 第3 ごみ減量化等の施策

市では、平成28年(2016年)度から、ごみの減量化を最重要課題の一つと位置づけ取組を進めたところ、平成29年(2017年)度には、総ごみ量が29,340トンとなり、前年度から約1,000トンの減量を達成しました。

ごみの減量化を推進するため、市が実施してきた施策は、以下のとおりです。

#### 1 資源の拠点回収

市では、リサイクル可能な資源を回収し、積極的に資源化を推進するため表2-11のとおり拠点回収を実施しています。

表2-11 資源の回収拠点 (令和3年(2021年)4月1日現在)

回収拠点	市役所	水道部	中神土地 区画整理 事務所	KOTORI ホール(市 民会館)・ 公民館	あいぼっく	勤労商工 市民 センター	市立会館 (11か所)	環境コミュ ニケーション センター
小型家電	●	●	●	●	●	●	●	●
インク カートリッジ	●	●	●	●	●	●	●	●
古着・ 古布	●			●	●		武蔵野会館 福島会館 やまのかみ 会館のみ	●
はがき等	●			●	●		武蔵野会館 福島会館 やまのかみ 会館のみ	●
白色トレ	●	●	●	●	●	●	●	
フード ドライブ	●							●

※はがき等については、郵便局の協力を得て、市内12局に回収ボックスを設置しています(年末年始の時期を除く)。

表2-12 拠点回収による資源の回収量

(単位：キログラム)

年度	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
小型家電	—	—	490	230	260	420	480	760	600	670
インク カートリッジ	—	—	—	—	—	—	80	136	80	117
古着・古布	—	—	—	—	—	—	27,990	47,350	57,530	55,140
はがき等	—	—	—	—	—	—	—	—	610	560
白色トレ	570	530	370	400	350	360	360	390	370	410
フードドライブ	—	—	—	—	—	—	62	49	196	2,742

## 2 コンポスト容器等の補助

平成 4 年(1992 年)度から、コンポスト容器の購入費を補助しています。平成 25 年(2013 年)12 月からは、補助対象のコンポストを変更し、更にベランダなどの小スペースでも堆肥化が行えるダンボールコンポストを補助対象に加えました。令和 2 年(2020 年)度までの 29 年間で、累計 1,443 基のコンポスト、72 基のダンボールコンポストの購入費を補助しました。

また、平成 11 年(1999 年)度からは、電動式生ごみ処理機の購入費を補助しています。令和 2 年(2020 年)度までの 22 年間で、累計 959 台の購入費を補助しました。

表 2-13 コンポスト容器・電動式生ごみ処理機の補助実績

機種	年度	平成 26 年まで	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	合計
	コンポスト (設置型)	件数	1,199	1	10	6	8	10	12
	基数	1,393	1	12	6	8	10	13	1,443
ダンボール コンポスト	件数	16	4	1	1	13	16	18	69
	基数	16	4	2	1	13	16	20	72
電動式生ごみ 処理機	台数	793	16	14	15	24	41	56	959

表 2-14 コンポスト容器購入費の補助内容【令和 3 年(2021 年)度】

機種	容量	サイズ(cm)	価格	補助金額	負担額
HC-100	100ℓ	直径58×高さ68	7,500円	5,000円	2,500円
HC-150	150ℓ	直径62.6×高さ73	9,600円	6,400円	3,200円
ダンボールコンポスト Aセット	—	高さ31×横35×奥行32	4,018円	3,000円	1,018円

表 2-15 電動式生ごみ処理機購入費の補助内容【令和 3 年(2021 年)度】

機器	補助金額(円)	備考
触媒式	購入金額の 3 分の 2、または 上限 30,000 円までとする。	市内の電気店等で購入したもの。
熱乾燥式		



電動式生ごみ処理機



コンポスト容器



ダンボールコンポスト

### 3 廃家電製品のリサイクル

家電リサイクル法の対象品目であるエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機等については、同法に基づき資源化ルートが定められているため、市では収集・処理共に行っていません。また、パソコンについても、資源有効利用促進法によって、パソコンを製造・販売したメーカー等による回収・再資源化が義務づけられたため、市では回収しません。市では「資源とごみの分け方・出し方」等で廃家電製品のリサイクルについて周知しています。

### 4 廃棄物減量等推進員の委嘱

市では、市民と行政が一体となっておみの減量化や資源化に取り組むために、廃棄物減量等推進員を委嘱しています。廃棄物減量等推進員は昭島市廃棄物条例に基づく制度であり、100 人以内、任期 3 年と定められています。最近では、令和 3 年(2021 年)10 月に 43 人を委嘱しました。廃棄物減量等推進員は、市のごみ減量啓発施策に協力しています。

### 5 昭島リサイクル通信の発行

市民に対してごみの減量化とリサイクルに関する情報提供を目的として、年に 2 回、情報誌である昭島リサイクル通信を発行しています。

### 6 環境教育・環境学習

#### (1) あきしま環境緑花フェスティバルの開催

市では、毎年あきしま環境緑花フェスティバルを開催しています。その中で、ごみ減量啓発として、リサイクル品の無料提供、電動式生ごみ処理機、コンポストの展示、古着・ぬいぐるみ・食品の回収などを実施し、ごみの減量化・資源化の普及啓発に努めています。

あきしま環境緑花フェスティバルの様子



古着・ぬいぐるみ・食品の回収



リサイクル品の無料提供

## (2) 啓発ポスターや標語の公募

ごみの減量化やリサイクルの大切さを理解してもらうため、平成 5 年(1993 年)度から、市内の小学生を対象に「ごみ減量等啓発ポスター」を募集しています。

令和 3 年(2021 年)度には、552 点の応募があり、応募作品の中から最優秀賞 1 点、市長賞 1 点、市議会議長賞 1 点、入選 12 点を表彰しました。

また、ごみの減量化とリサイクルの実践を市民にアピールするため、昭和 58 年(1983 年)度から「清掃標語」の募集を行っています。令和 3 年(2021 年)度には、2 点を優秀作品として表彰しました。

「ごみ減量等啓発ポスター」の入選作品については、環境コミュニケーションセンターで展示し、昭島リサイクル通信に掲載したほか、最優秀作品と「清掃標語」優秀作品については、「資源・ごみの収集カレンダー」に掲載しました。



ごみ減量等啓発ポスター  
最優秀賞作品

## (3) リサイクルトイレットペーパーの作製

平成 29 年(2017 年)度に、啓発用のリサイクルトイレットペーパーを作製しました。作製したトイレットペーパーは、市のイベント(環境緑花フェスティバル)などで配布しました。

## (4) 冬の原っぱ大会の開催

平成 23 年(2011 年)度にエコ・パークが開園してから毎年、「冬の原っぱ大会」を開催しています。近隣小学校、幼稚園、保育園の児童、園児たちに参加してもらい、自然の中で遊びながら、ごみの分別などを学んでもらっています。

冬の原っぱ大会の様子



ごみ分別競争



ダンボール競争

## 7 <sup>さんまるいちまる</sup>3010運動・<sup>マイナスいち</sup>プラスチックー1運動の推進

市では、平成28年(2016年)度から3010運動、令和2年(2020年)度からプラスチックー1運動を推進しています。

3010運動は、宴会や食事会の開始30分と終了前の10分間は料理を食べる時間とすることで食べ残し(食品ロス\*)を減らす取組です。商工会を通じて、市内の飲食店にポスターとチラシを配布しました。

プラスチックー1運動は、プラスチックの持続可能な利用に向け、買い物や飲食時等、あらゆる場面で必要性の低い、使い捨てプラスチックの削減を促す昭島発の取組です。プラスチックに関するチラシを作成し全戸配布しました。

\*食品ロスについてはP77参照



## 8 市民団体による資源回収(集団回収)

市では、市民団体による資源の集団回収を促進するため、昭和56年(1981年)度から、「昭島市資源回収奨励金交付要綱」に基づき、回収した資源の種類と数量に応じて奨励金を交付しています。

奨励金の単価は、制度開始から数次にわたって改定してきました。平成7年(1995年)10月の改定では、古紙価格の低迷などにより回収した資源物の引き取りに費用が必要となる、いわゆる逆有償の問題に対応するため、特例措置として一部の対象品目に2円を加算し、資源回収の推進を図りました。

平成17年(2005年)度の改定では、「第二次昭島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を踏まえ、適正な奨励金の交付単価となるように特例措置を見直し、資源回収の効果的な運用を図るために単価の見直しを行いました。

最近の市民団体による資源回収の状況は以下のとおりです。

### (1) 登録団体数

奨励金交付制度には、最も多い平成5年(1993年)度で157団体が登録していましたが、その後の登録団体数は減少傾向にあります。令和2年(2020年)度の登録団体数は96団体となっています。

### (2) 申請件数と交付額

登録団体による奨励金交付の申請件数は、おおむね登録団体数と同様に推移し、令和2年(2020年)度の1年間で444件(1団体当たり平均4.6件)が申請されました。これに対して交付した奨励金の総額は約1,199万円であり、1件当たり約2.7万円となっています。

(3) 資源の回収量

資源の回収量は、年々減少しています。令和 2 年(2020 年)度の回収量は約 1,128 トンでした。

表 2-16 市民団体による資源回収の状況

年 度	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2 年
登録団体数	99	100	100	104	107	106	112	108	106	96
申請件数	419	423	453	466	493	534	536	551	520	444
1団体当たり	4.2	4.2	4.5	4.5	4.6	5.0	4.8	5.1	4.9	4.6
回収量(トン)	1,782	1,723	1,527	1,494	1,465	1,478	1,399	1,334	1,207	1,128
1件当たり (キログラム)	4,294	4,109	3,426	3,206	2,972	2,768	2,610	2,421	2,321	2,541
奨励金(千円)	18,828	18,189	16,195	15,774	15,513	15,686	14,888	14,200	12,889	11,988
1件当たり (円)	44,936	43,000	35,751	33,851	31,467	29,375	27,776	25,771	24,787	27,000

令和 2 年(2020 年)度に回収された資源の種類は、表 2-17 のとおり、古紙だけで全体の約 9 割を占めています。

表 2-17 資源の種類別回収量【令和 2 年(2020 年)度】

品目	古紙	古繊維	古ビン* (生きビン)	古鉄 類	プラスチック 箱*	カレット	アルミ缶	牛乳 パック	廃乾 電池	合計
回収量 (トン)	1,032.9	40.7	3.3	1.6	0.074	0	26.0	14.7	8.5	1,128
構成比 (%)	91.6	3.6	0.3	0.1	0.0	0.0	2.3	1.3	0.8	100.0

注) 古びんの重量=回収本数×0.64kg、プラスチック箱の重量=回収箱数×1.9kg で計算



## 9 事業者による資源回収(店頭回収)

市内では、事業者による自主的な資源循環の取組として、様々な資源回収が行われています。その主なものとしては、大型店舗の店頭で、表 2-18 のように、白色トレーや牛乳パックなどが回収されています。各店舗においてルールがあるため、排出する際は確認する必要があります。

表 2-18 大型店舗による店頭回収の状況  
(令和3年(2021年)4月1日現在)

店 舗 名	白色 トレー	有色 トレー※ 1	ペ ット ボ ト ル	牛 乳 パ ッ ク	缶	ビ ン	充 電 式 電 池※ 2
イトーヨーカドー 昭島店	●	●	●	●	●	●	●
イトーヨーカドー 拝島店	●		●	●	●		●
いなげや 昭島中神店	●		●	●	●	●	
T A I R A Y A 築地店	●	●	●	●	●		
T A I R A Y A 拝島店	●	●	●	●	●		
T A I R A Y A 中神店	●	●	●	●	●	●	
エコス 昭島店	●	●	●	●	●	●	
ザ・ビッグ昭島店	●	●	●	●	●		
マルフジ 東中神店	●	●	●	●			
マルフジ 昭島市役所通り店	●	●	●	●			
オーケー 昭島店	●			●			
マミーマート 昭島中神店	●	●	●	●			
ヤオコー 西武立川駅前店	●	●	●	●	●		

※1 有色トレーは黒色を除く。

※2 充電式電池は、リサイクルマークがあり、端子をビニールテープ等で絶縁しているものに限る。

## 第4 ごみ処理行政を取り巻く動向

ごみ処理行政を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、前計画が策定された平成28年(2016年)度以降も法令の改正等が行われています。

### 1 第四次循環型社会形成推進基本計画

平成30年(2018年)6月に第四次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。

当該計画では、これまでのリサイクル率の向上や最終処分\*量の削減等に関する施策に加え、①多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生、④万全な災害廃棄物処理体制の構築等を新たな政策の柱としています。

#### 数値目標(令和7年(2025年)度)

1人1日当たりのごみ排出量 約850g/人・日

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 約440g/人・日

### 2 廃棄物処理基本方針

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針が定められています。 「廃棄物処理法及び災害対策基本法の一部を改正する法律(平成27年(2015年)7月公布)」を受け、平成28年(2016年)1月に改定されました。具体的には、非常災害時に関する事項の追加及び廃棄物処理を取り巻く情勢変化への対応についての変更が行われました。

### 3 東京都資源循環・廃棄物処理計画

廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画が定められており、「未来の東京」戦略(令和3年(2021年)3月策定)及び東京都環境基本計画(平成28年(2016年)3月策定)に掲げる個別分野の計画として、令和3年(2021年)9月に策定されました。

#### 数値目標(令和12年(2030年)度)

一般廃棄物排出量 410万トン

再生利用率 37%

最終処分\*量 77万トン

\*最終処分についてはP57参照

## 第5 現状のごみ処理行政を継続した場合の将来的な見込み

市における今後のごみ処理事業のあり方を検討するにあたって、将来的に市内の家庭や事業所から排出されることが見込まれるごみの種類と量を予測し、どのようなごみをどの程度処理・処分しなければならないかを、事前に把握しておく必要があります。

ここでは、現状のごみ処理事業をそのまま継続し、新たな施策を講じなかった場合のごみの総排出量と処理量を予測しています。また、ここでの予測結果を踏まえて、今後のごみ処理行政のあり方を検討し、新たな施策を講じることによって、将来的なごみ処理の目標を設定しています。

### 1 ごみの総排出量

市が現状のごみ処理行政を継続した場合に、将来的に見込まれるごみの総排出量は、排出状況の異なる家庭ごみ、事業系ごみ、集団回収に分けて予測しました。

#### (1) 家庭ごみの排出量

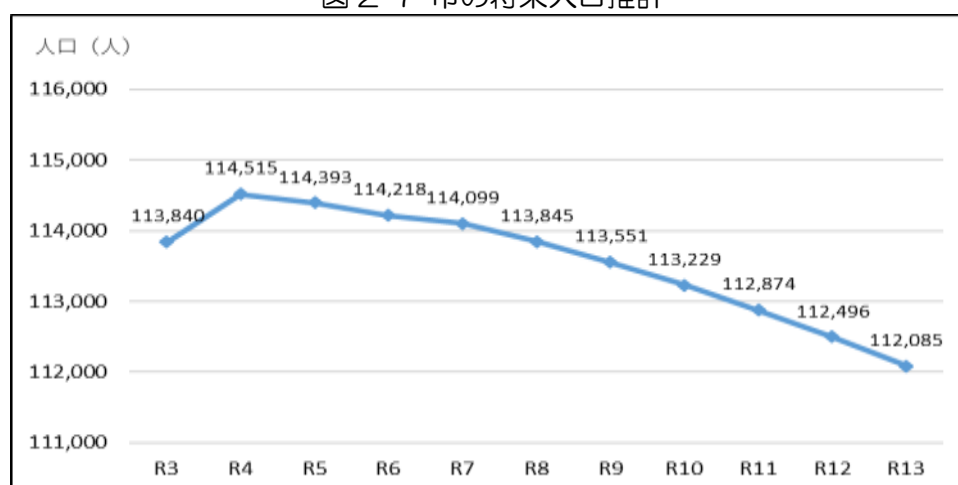
家庭ごみについては、市民1人1日当たりの排出量を予測し、これに将来予測人口を乗じることで排出量を予測しました。現状のごみ処理事業を継続した場合、市民1人1日当たりの排出量は、令和2年(2020年)度は新型コロナウイルス感染症の影響が顕著であったことから、影響が極めて少なかった令和元年(2019年)度の値がそのまま横ばいで推移すると仮定しました。一方、市の将来人口は、令和3年(2021年)度は実績値(10月1日時点)を用い、令和4年(2022年)度以降は昭島市総合戦略の将来人口推計結果を用いました。なお、家庭ごみには、市による拠点回収量、及び少量排出事業所の事業系ごみの排出量が含まれています。

表 2-19 市の将来人口推計

(単位：人)

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年
人口	113,840	114,515	114,393	114,218	114,099	113,845	113,551	113,229	112,874	112,496	112,085

図 2-7 市の将来人口推計



注) 令和3年度は実績値(10月1日時点)、令和4年度以降は昭島市総合戦略の将来人口推計結果による

## (2) 事業系ごみの排出量

事業系ごみの排出量についても、令和2年(2020年)度は新型コロナウイルス感染症の影響が顕著であったことから、家庭ごみと同様に令和元年(2019年)度の排出量が継続すると仮定しました。なお、現状のごみ処理事業を継続した場合、少量排出事業所の事業系ごみの排出量は市では家庭ごみに含まれるため、ここでいう事業系ごみには含まれません。

## (3) 集団回収量

資源回収奨励金制度による集団回収量については、家庭ごみと同様に、市民1人1日当たりの排出量を予測し、これに将来予測人口を乗じることで排出量を予測しました。

## (4) ごみの総排出量

現状のごみ処理事業を継続した場合の予測結果は、表2-20のとおりです。

表2-20 現状のごみ処理事業を継続した場合における総排出量の見込み

(単位：トン)

年 度	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年	令和 12年	令和 13年
家庭 ごみ	23,801	23,942	23,982	23,880	23,855	23,802	23,805	23,673	23,599	23,520	23,498
事業系 ごみ	6,373	6,373	6,373	6,373	6,373	6,373	6,373	6,373	6,373	6,373	6,373
集団 回収	1,212	1,220	1,218	1,216	1,215	1,212	1,209	1,206	1,202	1,198	1,194
総排 出量	31,386	31,535	31,573	31,469	31,443	31,387	31,387	31,252	31,174	31,091	31,065

## 2 ごみの処理量

市が現状のごみ処理行政を継続した場合におけるごみの処理量は、令和2年(2020年)度における市のごみ処理状況が継続すると仮定すると、次のとおり見込まれます。

### (1) ごみの総排出量の内訳

排出されたごみは、表2-21のように、収集、持込、拠点回収または集団回収されることが見込まれます。

表 2-21 現状のごみ処理行政を継続した場合におけるごみの総排出量の内訳

(単位：トン)

年度	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年	令和 12年	令和 13年
収集量	23,801	23,942	23,982	23,880	23,855	23,802	23,805	23,673	23,599	23,520	23,498
持込量	6,373	6,373	6,373	6,373	6,373	6,373	6,373	6,373	6,373	6,373	6,373
集団 回収量	1,212	1,220	1,218	1,216	1,215	1,212	1,209	1,206	1,202	1,198	1,194
総排 出量	31,386	31,535	31,573	31,469	31,443	31,387	31,387	31,252	31,174	31,091	31,065

(2) 市が処理するごみ量

市が収集するごみと環境コミュニケーションセンター、または清掃センターに搬入されるごみは、表 2-22 のように区分され、市が処理することが見込まれます。

表 2-22 現状のごみ処理行政を継続した場合における市が処理するごみ量の見込み

(単位：トン)

年 度	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年	令和 12年	令和 13年
可燃ごみ	21,142	21,240	21,268	21,197	21,180	21,143	21,145	21,054	21,001	20,945	20,930
不燃ごみ	1,293	1,299	1,301	1,296	1,295	1,293	1,293	1,287	1,284	1,281	1,280
プラスチック	1,839	1,848	1,850	1,844	1,842	1,839	1,839	1,831	1,827	1,822	1,820
資源	1,613	1,621	1,623	1,617	1,616	1,613	1,613	1,606	1,602	1,598	1,597
古紙	2,958	2,972	2,976	2,966	2,963	2,958	2,958	2,945	2,938	2,930	2,928
粗大ごみ	1,226	1,232	1,234	1,230	1,229	1,226	1,227	1,221	1,218	1,215	1,214
有害ごみ	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44
古布	58	58	58	58	58	58	58	57	57	57	57
白色トレ	0.37	0.37	0.37	0.37	0.37	0.37	0.37	0.37	0.37	0.37	0.37
小型家電	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.59
総ごみ量	30,174	30,315	30,355	30,253	30,228	30,175	30,178	30,046	29,972	29,893	29,871

(3) 焼却量・総資源化量・最終処分\*量

市の焼却量、総資源化量(拠点回収量及び集団回収量を含む。)及び最終処分\*量は、表 2-23 のとおり見込まれます。

表 2-23 現状のごみ処理行政を継続した場合における焼却量・総資源化量・最終処分\*量の見込み

(単位：トン)

年度	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年	令和 12年	令和 13年
焼却量	22,808	22,915	22,945	22,868	22,848	22,809	22,812	22,712	22,656	22,596	22,580
総資源化量	11,155	11,222	11,209	11,192	11,181	11,155	11,127	11,096	11,061	11,024	10,984
最終処分量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

\*最終処分については P57 参照

(4) 総資源化率

市の総資源化率は、表 2-24 のとおり見込まれます。

表 2-24 現状のごみ処理行政を継続した場合における総資源化率の見込み

年度	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年	令和 12年	令和 13年
総資源化量 (トン)	11,155	11,222	11,209	11,192	11,181	11,155	11,127	11,096	11,061	11,024	10,984
総資源化率 (%)	34.2	34.3	34.2	34.2	34.2	34.2	34.1	34.2	34.2	34.1	34.0

## 第 6 ごみ処理行政における課題

ごみ処理行政の現状や取り巻く動向、将来的な見込み等を踏まえると、市のごみ処理行政については次の課題があります。

### 1 ごみの排出抑制

#### (1) 家庭ごみの排出抑制

市における前計画の目標値に対する令和 2 年(2020 年)度の実績値は、表 2-25 のとおりです。ただし、令和 2 年(2020 年)度については、新型コロナウイルス感染症の影響が顕著であったため、参考として令和元年度の実績値も掲載します。

表 2-25 1 人 1 日当たりの家庭ごみの排出量(集団回収を除く)

(単位：グラム/人・日)

区分	平成 26 年 (2014 年)度	令和元年 (2019 年)度	令和 2 年 (2020 年)度	令和 7 年 (2025 年)度
目標値	—	583.5	579	555
実績値	606.6	572.8	594.4	—

前計画では、令和2年(2020年)度までに579グラムとする目標を設定していませんでした。令和2年(2020年)度の実績値は594.4グラムであり、この目標値を達成できませんでしたが、令和元年(2019年)度の実績値は572.8グラムであり、この時点で令和2年(2020年)度の目標を達成していました。また、令和2年(2020年)度における多摩地域の市町村の平均値は599.5グラムであり、市の実績値の方が5.1グラム減量が進んでいます。

前計画の目標は着実に達成していますが、更なるごみの減量化に向けた取組を進める必要があります。

図 2-8 市の1人1日当たりの家庭ごみ排出量の推移

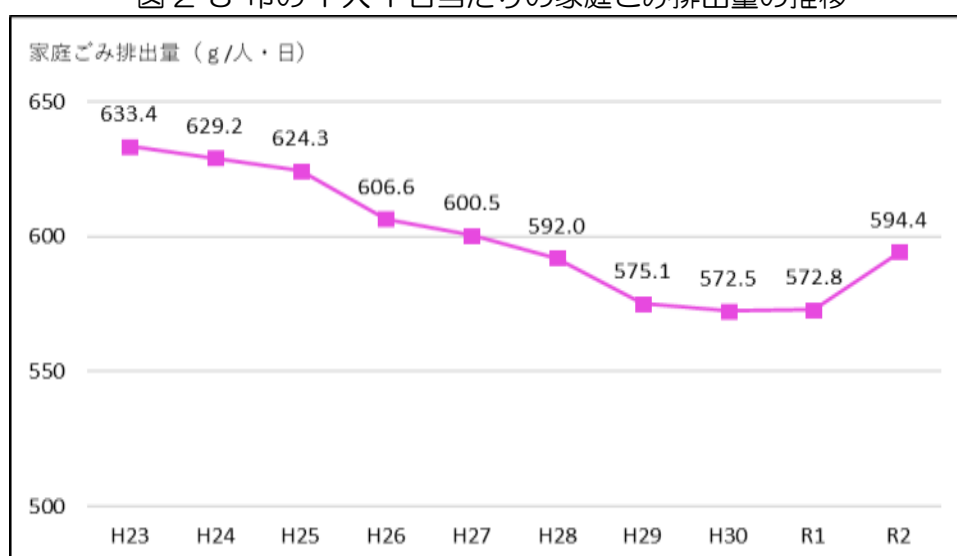
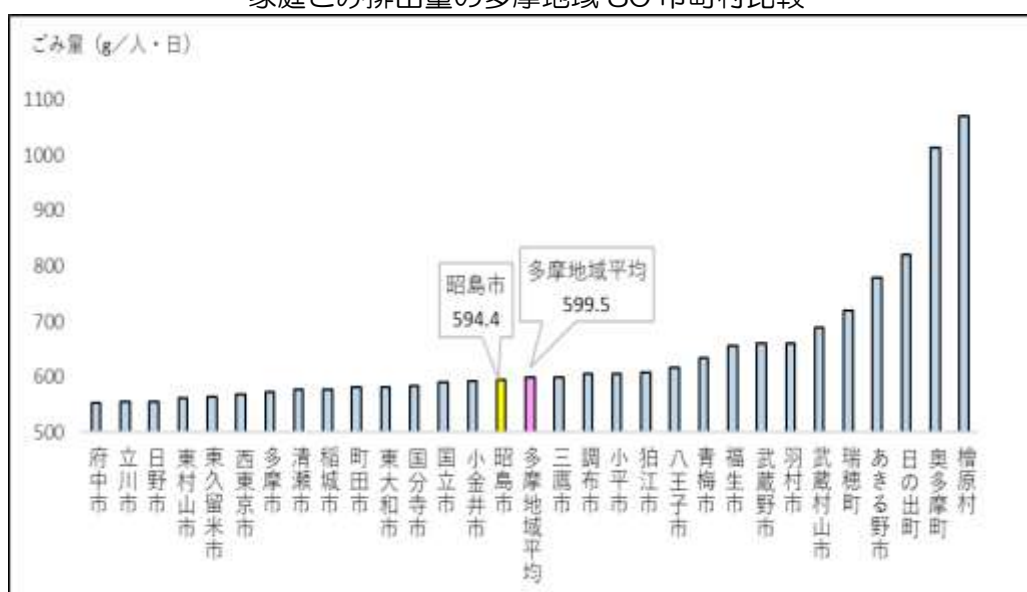


図 2-9 令和2年(2020年)度における1人1日当たりの家庭ごみ排出量の多摩地域30市町村比較



## (2) 事業系ごみの排出抑制

前計画の目標値に対する令和2年(2020年)度の実績値は、表2-26のとおりです。ただし、令和2年(2020年)度については、新型コロナウイルス感染症の影響が顕著であるため、参考として令和元年度の実績値も掲載します。

表 2-26 事業系ごみの排出量

(単位：トン/年)

区分	平成26年 (2014年)度	令和元年 (2019年)度	令和2年 (2020年)度	令和7年 (2025年)度
目標値	—	5,534	5,499	5,327
実績値	5,706	6,373	5,950	—

前計画では、令和2年(2020年)度までに5,499トンとする目標を設定し、実績値は5,950トンであり、この目標値を達成できませんでした。事業系ごみ量を市民1人1日当たりのごみ量に換算すると、令和2年(2020年)度における多摩地域の市町村の平均値は98グラムであり、市の実績値143.5グラムよりも45.5グラム減量が進んでいます。

市の事業系ごみ量は、減量が最も進んだのが、平成23年(2011年)度の5,444トンです。その後、徐々に増加しましたが、平成29年(2017年)度には前年度から約340トン減量し5,618トンでした。それ以降、新たに市内に大規模排出事業者が増えた事、及び可燃ごみの持込先を民間の処理施設から清掃センターに変更した収集運搬業者が増えた事などにより増加していましたが、令和2年(2020年)度は新型コロナウイルス感染症の影響により減少に転じました。

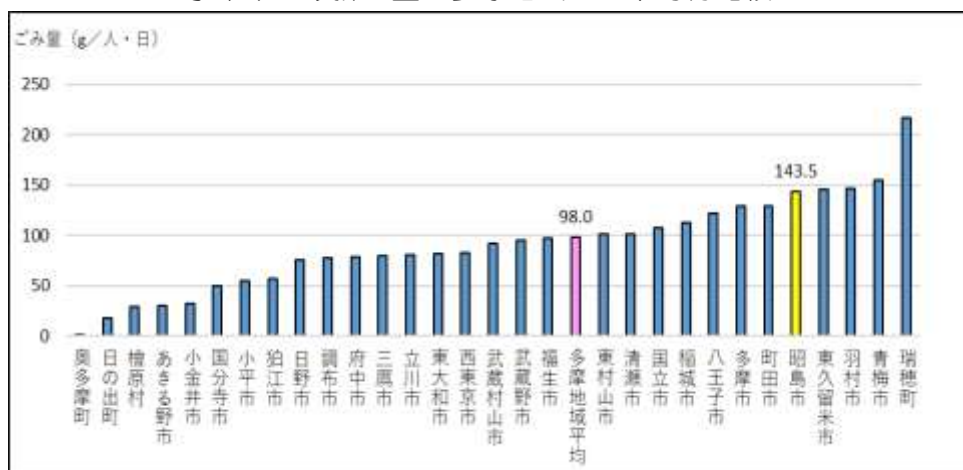
市のごみ処理行政を取り巻く状況の変化があったことなどにより、前計画の目標は達成することができませんでした。景気動向の影響によるごみ量の増加等を考慮し、引き続き、ごみの減量化に向けた取組が必要です。



図 2-10 市の事業系ごみ排出量の推移



図 2-11 令和 2 年(2020 年)度における 1 人 1 日当たりの事業系ごみ排出量の多摩地域 30 市町村比較



## 2 分別の徹底

### (1) 家庭ごみの分別の徹底

市における令和2年(2020年)度の家庭ごみ排出量24,644トンのうち、可燃ごみは16,140トン(約65.4%)含まれています。

可燃ごみの組成は、紙類と厨芥\*類が約71.4%を占めています。可燃ごみで排出される紙類のうち、リサイクル可能な紙類が約7.9%、重量に換算すると約1,275トンになります。また、可燃ごみで排出される厨芥\*類のうち、水分が約80%、そのうち水切りすることにより10%減量できた場合、家庭ごみの排出量に換算すると約470トンの減量になります。可燃ごみに含まれる紙類の分別と厨芥\*類の水切りの徹底に向けた取組が必要です。

表 2-27 可燃ごみの組成割合の推移(湿ベース重量比)

(単位：%)

	平成28年 (2016年)度	平成29年 (2017年)度	平成30年 (2018年)度	令和元年 (2019年)度	令和2年 (2020年)度	平均
紙類	16.1	28.1	30.4	29.2	34.7	27.7
厨芥*類	41.2	33.7	39.9	38.3	36.7	39.0
繊維	12.1	7.8	10.2	7.9	4.8	8.6
木・草	10.4	16.4	5.3	8.6	8.2	9.8
その他可燃物	10.5	3.7	1.7	2.7	5.6	4.8
プラスチック	9.2	7.2	8.1	12.1	9.4	9.2
ゴム・皮革	0.3	0.2	3.5	0.4	0.2	0.9
金属	0.1	0.1	0.2	0.3	0.2	0.2
ガラス	0.0	0.1	0.0	0.0	0.2	0.1
土砂・陶磁器	0.0	2.7	0.7	0.1	0.0	0.7
その他不燃物	0.1	0.0	0.0	0.4	0.0	0.1

### (2) 事業系ごみの分別の徹底

市における令和2年(2020年)度の事業系ごみ排出量5,950トンのうち、可燃ごみが4,735トン(79.6%)含まれています。事業系ごみについては、そのほとんどを許可業者が市内の事業者から収集運搬し、清掃センターに持ち込んでいます。

清掃センターでは、許可業者への分別指導のため、ごみの展開検査を実施しています。事業系ごみの可燃ごみの中には、食品の販売店や飲食店から排出される厨芥\*類が多くを占めているほか、ダンボール、雑誌、雑紙等のリサイクル可能な紙類も含まれています。可燃ごみに含まれる厨芥\*類の減量及び紙類の分別の徹底が必要です。

\*厨芥(ちゅうかい)とは、台所から出る野菜のくずや食べ物の残りなどのごみのこと

### 3 市民・事業者・市の三者による取組の推進

ごみの減量や資源化等の目標を達成するためには、市民・事業者・市三者の連携・協働が不可欠です。理念や目標を三者の間で共有し、達成のためにそれぞれの立場での役割をしっかりと果たす必要があります。

市民はライフスタイルを見直すことなどにより、ごみの発生抑制・排出抑制を推進し、環境への負荷を少なくすることが必要です。また、分別ルールを守ることによる行政の円滑なごみ収集や資源化への協力、事業者による店頭回収の積極的な利用などが求められます。

事業者は、事務所や店舗におけるごみの分別の徹底による資源化、食品関連事業における厨芥\*類の資源化などにより、ごみの発生抑制・排出抑制を推進するとともに、環境配慮設計の徹底など環境に配慮した活動を積極的に行い、環境負荷低減に努める必要があります。また、店頭回収の普及啓発・促進・実施など、市民及び市と連携しての活動が期待されます。

市は、排出されたごみの収集運搬、資源選別、焼却などの処理を迅速かつ安定的に実施するとともに、最新のごみ処理方法や処理技術について調査・研究を行い、より効率的なごみ処理体系を目指す必要があります。また、自らもごみの排出者であることを自覚し、率先して3R\*の推進及びグリーン購入に努めることが求められます。さらに、市民に対しては、広報等による情報提供のほか、ごみ処理施設の見学会やフリーマーケットの開催等による啓発活動、生ごみ堆肥化容器購入補助や資源回収奨励金等による支援を行うとともに、事業者に対しては、事業系ごみの分別の徹底や排出抑制の指導を行うことにより、ごみの減量や資源化を推進することが求められます。

\*厨芥についてはP44 参照 \*3RについてはP68 参照



フリーマーケット  
(環境コミュニケーションセンター)



子ども服と本の交換会  
(環境コミュニケーションセンター)

#### **4 食品ロス\*の削減**

国内では、まだ食べることができる食品が生産、製造、販売、消費等の各段階で日常的に廃棄され、大量の食品ロス\*が発生しています。日本では年間 570 万トン(平成 31 年度推計)の食品ロス\*が発生し、その内約 46%、261 万トンは家庭から発生しています。これは国民 1 人当たり年間約 45 kg、毎日お茶碗 1 杯分のご飯を捨てていることとなります。

食品ロス\*の削減が国際的にも重要な課題となっており、日本は食料の多くを輸入に依存していることから、真摯に取り組むべき課題となっています。

食品ロス\*を削減していくためには、市民がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成と定着を図っていかねばなりません。まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、家庭内で食べきる、食べきれないものはフードドライブ\*に提供するなど、できるだけ食品として活用することが重要です。

事業者からは年間 309 万トン(平成 31 年度推計)の食品ロス\*が発生しています。事業者においては、製造業では賞味期限の延長や過剰生産の抑制、卸・小売業では売り切りやばら売りの実施、外食産業では調理ロスの削減や食べきり運動の呼びかけ、提供サイズの調整、持ち帰りへの協力などにより、極力食品ロス\*を削減するために取り組むことが重要です。

こうした状況の中、食品ロス\*削減法が施行され、区域内における食品ロス\*の削減の推進に関する計画を定めることが努力義務となっています。(「食品ロス\*削減推進計画」別掲)

\*食品ロスについては P77 参照 \*フードドライブについては P78 参照

#### **5 集団回収への支援**

市における令和 2 年(2020 年)度における集団回収の登録団体数は 96 団体、申請件数は 444 件、回収量は 1,128 トンでした。平成 23 年(2011 年)度と比較すると、登録団体数はほぼ同数の 99 団体であり、申請件数は 25 件(6%)増加しましたが、回収量は 654 トン(36.7%)減少しています。

令和 2 年(2020 年)度の集団回収量を品目別で見ると、紙類が 91.6%を占めています。平成 23 年(2011 年)度と比較すると 587 トン(36.2%)減少しており、回収量の減少の大きな原因となっています。この傾向は多摩地域全体の回収量でも見られます。

日本新聞協会の発表による令和 2 年(2020 年)度の新聞発行部数は、平成 23 年(2011 年)度と比較すると 27.4%減少しており、新聞購読数の減少や販売店独自での回収の実施などが集団回収量の減少に影響していると考えられます。

表 2-28 集団回収量の推移

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
集団 回収量 (トン)	1,782	1,723	1,527	1,494	1,465	1,478	1,399	1,334	1,207	1,128
登録 団体数	99	100	100	104	107	106	112	108	106	96
申請 件数	419	423	453	466	493	534	536	551	520	444

表 2-29 集団回収量の推移(品目ごと)

(単位：トン)

年度	重量合計	古繊維	古紙類	古ビン	カレット	古鉄	プラ箱	アルミ缶	廃乾電池	牛乳パック
平成 23 年度	1,782	75	1,620	17	0	16	0.3	25	10	18
平成 24 年度	1,723	68	1,573	16	0	13	0.5	26	9	17
平成 25 年度	1,527	53	1,391	16	0	14	0.5	25	9	18
平成 26 年度	1,494	50	1,365	12	0	16	0.3	25	9	17
平成 27 年度	1,465	54	1,332	12	0	14	0.3	27	9	17
平成 28 年度	1,478	60	1,336	11	0	18	0.3	28	9	16
平成 29 年度	1,399	57	1,269	12	0	9	0.3	27	9	16
平成 30 年度	1,334	55	1,209	11	0	7	0.3	28	9	15
令和元年度	1,207	55	1,093	8	0	1	0.4	27	9	14
令和 2 年度	1,128	41	1,033	3	0	2	0.1	26	8	15

注) 回収品目の分類は昭島市資源回収奨励金交付制度による

令和 2 年(2020 年)度は新型コロナウイルス感染症の影響により活動を控えた団体が多かったと思われるので、影響が少なかった令和元年(2019 年)度の登録団体数の種類別を平成 26 年(2014 年)度と比較すると、子ども会が 32 団体から 26 団体に減少しましたが、自治会が 37 団体から 40 団体に増加しています。多摩地域のごみ排出量が少ない 5 市との資源回収奨励金制度の比較をすると、市は、奨励金の対象品目が多く、単価については、平成 17 年(2005 年)4 月の改定により高額となっています。集団回収量の減少については、古新聞等の減少等が一因とすると、やむを得ない面があると考えられます。登録団体数や申請件数等は、一定数が維持されているので、今後も登録団体に対する支援を継続していくことが必要です。

表 2-30 集団回収登録団体数の推移(種類別)

年度	学校	子ども会	自治会	自治会	保育園・幼稚園	その他	合計
				集合住宅			
平成 25 年度	7	34	30	14	5	10	100
平成 26 年度	7	32	37	14	4	10	104
平成 27 年度	5	29	38	21	4	10	107
平成 28 年度	4	29	40	20	5	8	106
平成 29 年度	5	29	42	23	5	8	112
平成 30 年度	5	29	40	21	5	8	108
令和元年度	5	26	40	22	5	8	106
令和2年度	4	18	40	23	5	7	97

表 2-31 多摩地域の中で排出量の少ない5市

(府中市、立川市、日野市、東村山市、東久留米市)との資源回収奨励金交付制度内容の比較

	集団回収価格												
	雑誌・雑紙	新聞紙	ダンボール	ビン	カレット	紙パック	繊維・古布	スチール缶	アルミ缶	ペットボトル	古鉄類	廃乾電池	プラ箱
府中市	10 円/kg	10 円/kg	10 円/kg	10 円/本	-	10 円/kg	10 円/kg	10 円/kg	10 円/kg	-	-	-	-
立川市	9 円/kg	9 円/kg	9 円/kg	9 円/本	-	9 円/kg	9 円/kg	9 円/kg	50 円/kg	-	-	-	-
日野市	8 円/kg	8 円/kg	8 円/kg	8 円/kg	-	8 円/kg	8 円/kg	8 円/kg	25 円/kg	-	8 円/kg	-	-
東村山市	5 円/kg	5 円/kg	5 円/kg	-	-	5 円/kg	5 円/kg	-	5 円/kg	-	-	-	-
東久留米市	9 円/kg	9 円/kg	9 円/kg	-	-	9 円/kg	9 円/kg	-	9 円/kg	-	-	-	-
昭島市	10 円/kg	10 円/kg	10 円/kg	15 円/本	15 円/kg	18 円/kg	12 円/kg	8 円/kg	15 円/kg	-	8 円/kg	50 円/kg	50 円/箱

注) 他市との比較のため回収品目の分類は昭島市資源回収奨励金交付制度とは異なる

## 6 資源化の推進

市における前計画の目標値に対する令和2年(2020年)度の実績値は、表2-32のとおりです。

表2-32 総資源化率

(単位：%)

区分	平成26年 (2014年)度	令和2年 (2020年)度	令和7年 (2025年)度
目標値	—	39.4	41.3
実績値	37.1	36.9	—

前計画では、令和2年(2020年)度までに39.4%とする目標を設定し、実績値は36.9%であり、この目標値には達成していません。市の総資源化率は、平成18年(2006年)7月から東京たま広域資源循環組合による焼却灰のエコセメント\*化事業が稼働したことにより大幅に上昇し、平成26年(2014年)度まではほぼ同じ率で推移していましたが、平成27年(2015年)度から下降に転じました。

3R\*の取組により、全体のごみ量の減少とともに資源の回収量も減ってきていることや、資源物自体の軽量化もこうした傾向の理由として考えられます。

このようなごみを取り巻く社会環境の変化により、資源の回収量の減少傾向は続くと予想されますが、資源化を進めるために、紙類の分別の徹底、古布等新たな資源回収物等の検討が必要です。

今後は、持続可能な社会の実現のため、ボトル to ボトルのように使用済みの製品をいったん資源にもどし、再度同じ用途の製品にリサイクルをする「水平リサイクル」の割合を増やしていくことが重要です。

\*エコセメントについてはP57参照 \*3RについてはP68参照

図2-12 市の総資源化率の推移

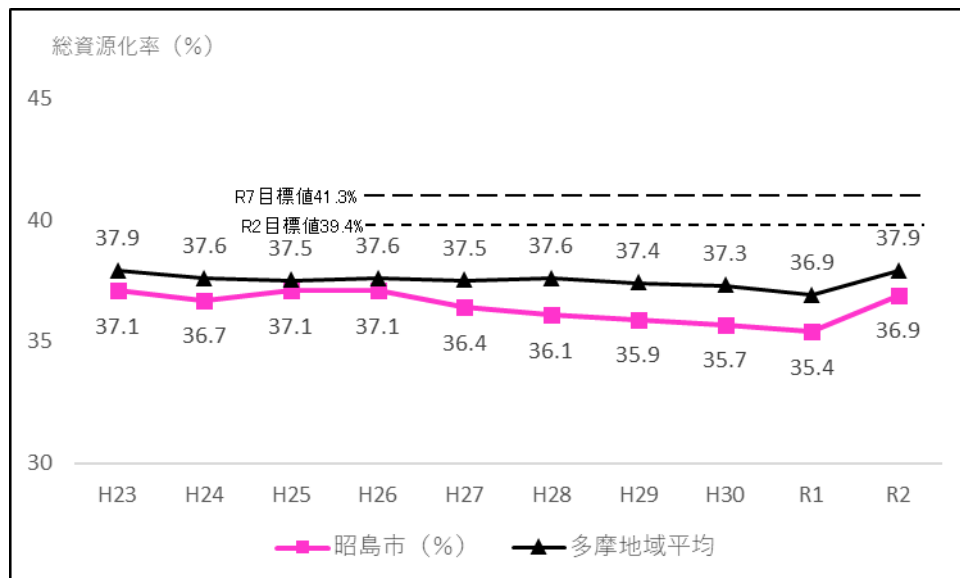
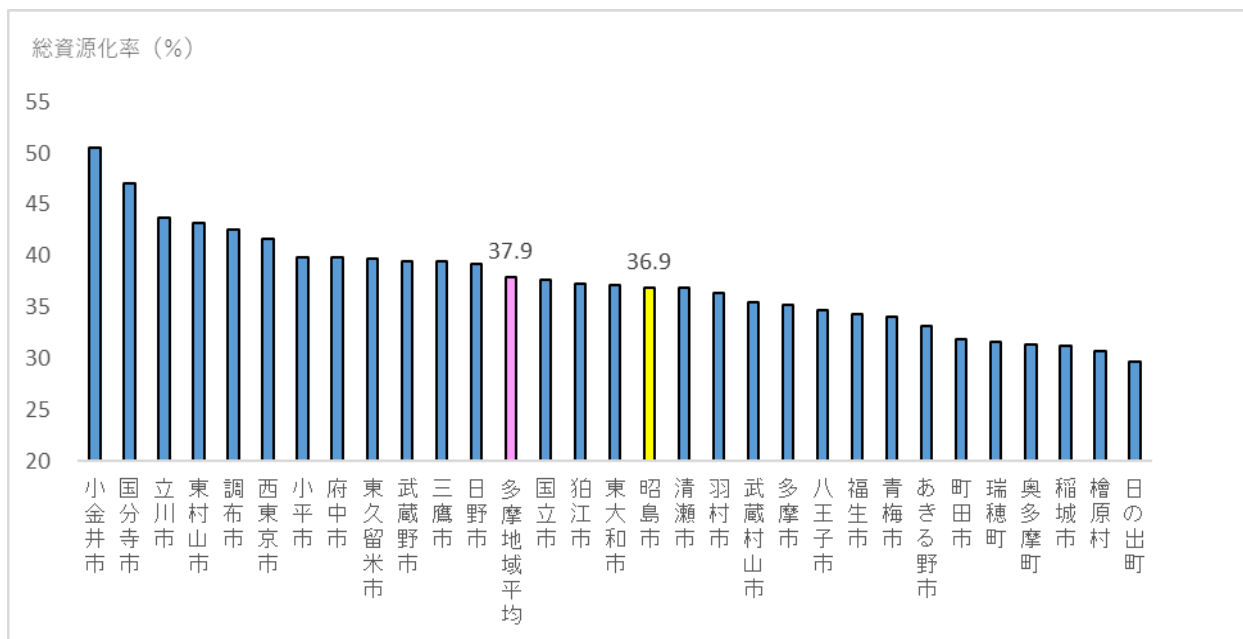


図 2-13 令和 2 年(2020 年)度における総資源化率の多摩地域 30 市町村比較





## 7 廃棄物処理サービスの向上

市では、平成 12 年(2000 年)2月の7分別収集の導入以降、平成 14 年(2002 年)4月の家庭ごみ有料化、平成 16 年(2004 年)10月の戸別収集への移行を経て、廃棄物の処理に関するサービス向上を目指し、様々な取組を行ってきました。今後も引き続き、他市の事例や市民からの意見などを参考にして、廃棄物処理サービスの向上に取り組んでいくことが必要です。近年の具体的な取組は、次のとおりです。

- 【取組 1】平成 23 年(2011 年)4月に開設した環境コミュニケーションセンターでは、施設見学を実施するほか、**フリーマーケットやリサイクル品無料提供の開催**、平成 30 年(2018 年)度から**子ども服と本の交換会**を開催するなど、循環型社会の形成に取り組む市民への支援を行っています。
- 【取組 2】平成 28 年(2016 年)4月から、**3010 運動\***に取り組んでいます。
- 【取組 3】平成 28 年(2016 年)4月から、**使用済み小型家電宅配回収サービス**を開始しました。
- 【取組 4】平成 29 年(2017 年)4月、**雑古紙分別袋**を全戸配布しました。
- 【取組 5】平成 29 年(2017 年)6月から、**ごみ分別アプリ**の配信を開始しました。
- 【取組 6】平成 29 年(2017 年)9月から、フリーマーケット開催時に**フードライブ\***を開始しました。令和 2 年(2020 年)4月からは環境コミュニケーションセンター、8月からは市役所環境課窓口で常時**フードライブ\***の受け付けを行っています。
- 【取組 7】平成 29 年(2017 年)9月から、市内 7 か所で**古着・古布の拠点回収**、15 か所で**使用済みインクカートリッジの拠点回収**を開始しました。
- 【取組 8】平成 31 年(2019 年)4月から、市内 7 か所で**使用済みはがきの拠点回収**を開始しました。また、郵便局の協力を得て市内 12 局でも年末年始を除き回収しています。
- 【取組 9】令和 2 年(2020 年)4月から、ダンボールコンポスト購入補助額を増額しました。また、講習会を開催し利用者拡大に努めています。
- 【取組 10】令和 2 年(2020 年)4月から、**プラスチック-1 運動\***に取り組んでいます。
- 【取組 11】令和 2 年(2020 年)9月から、フリーマーケットと同時開催していた**リサイクル品無料提供**を、新しい生活様式に即した方法に変更して開催しています。
- 【取組 12】令和 2 年(2020 年)度から、**ごみ減量アイデアコンクール**を実施しています。

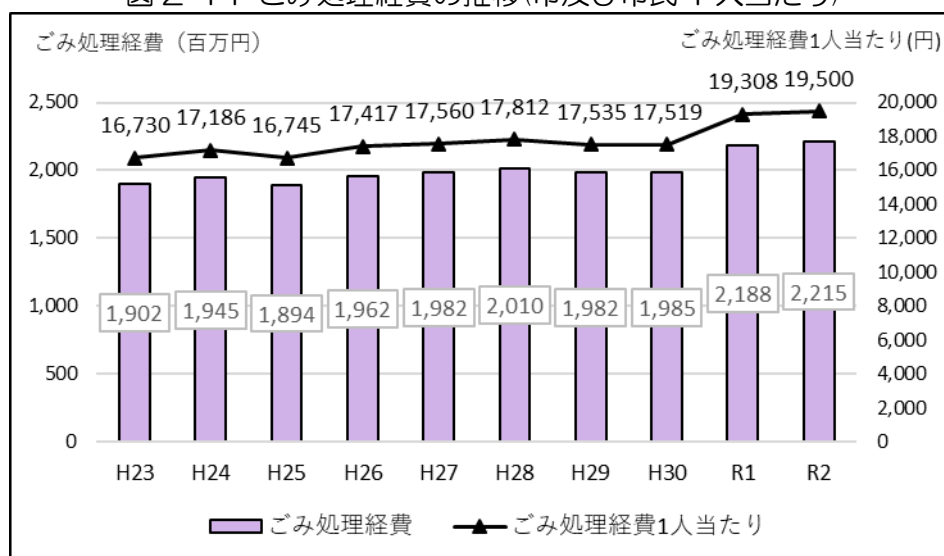
\*3010 運動・プラスチック-1 運動については P33 参照 \*フードライブについては P78 参照

## 8 ごみ処理経費の削減

市では、平成 23 年(2011 年)度に環境コミュニケーションセンターを開設し、清掃センターと 2 箇所の処理施設を稼働していますが、事務事業の見直しに伴う職員数の削減等により、年間処理経費が増加することを抑えています。令和元年(2019 年)度から清掃センターの保全対策修繕を行っているため、その年の修繕の規模により年間処理経費に変動があり、令和 2 年(2020 年)度は、22 億 1,500 万円、市民 1 人当たり経費は 19,500 円となっています。

総ごみ量の減少が、ごみ処理経費の減少としては表れてきていませんが、これは、ごみ処理経費の場合は固定費が多いためであり、ごみ量が減少することで、1 トン当たりの処理費は上昇する傾向にあります。市の令和 2 年(2020 年)度の 1 トン当たりのごみ処理経費は 72,400 円となっています。ごみ処理経費については、事業の効率化を検討するとともに、分かりやすい形で公表していくことが必要です。

図 2-14 ごみ処理経費の推移(市及び市民 1 人当たり)



## **9 廃棄物処理における温室効果ガス排出量の削減**

地球温暖化対策は、人類存続のための待ったなしの対策であり、国が示す温室効果ガスの削減目標である 2050 年カーボンニュートラル\*の実現に向けた 2030 年カーボンハーフは、最優先して取り組むべき課題です。温室効果ガス排出量の削減に関しては、環境省「廃棄物処理部門における温室効果ガス排出抑制等指針」などにより、温室効果ガス排出抑制の効果的な取組を継続して実施することが求められています。環境コミュニケーションセンターには、壁面緑化、冷房負荷軽減のため夜間電力で氷を作り、日中の冷房に使用するエコアイスを設置し省エネルギー対策を行うほか、施設敷地内に太陽光パネルを設置し、自然エネルギーを活用した発電を行っています。また、雨水を散水として有効利用しています。清掃センターでは、天然ガス車を主としながらも、全ごみ収集車の低公害化を進めるとともに、収集エリアやルートについても検討を行い、より効率的な収集を実施し、温室効果ガス低減を図っています。清掃センターの施設に関しては、様々な点検等による適正な維持管理を行うことで、温室効果ガス排出抑制に努めています。今後も、温室効果ガス排出抑制の取組を積極的に行っていく必要があります。

\*カーボンニュートラルについては P1 参照 \*カーボンハーフについては P54 参照

## **10 ごみ処理施設の将来展望**

市の焼却施設である清掃センターは、平成 6 年(1994 年)度と平成 7 年(1995 年)度に全連続燃焼式ストーカ炉\* 2 基が建設され、すでに稼働から 27 年以上が経過しています。ごみの減量化施策の推進により、2 炉ある焼却炉を同時運転することなく交互に使用していること、更には、複数回による精密機能検査を実施し計画的な修繕を施すことにより、令和 16 年(2034 年)度まで使用し続けられることが確認され、現在も安定した状態で環境に十分配慮した運営に努めています。

新たな可燃ごみ処理手法の将来展望としては、令和 3 年(2021 年)度に可燃ごみ処理施設整備計画策定基本調査等業務委託を実施し、これを踏まえ、新たな可燃ごみ処理施設整備計画を検討していく必要があります。

中間処理施設である環境コミュニケーションセンターは、平成 23 年(2011 年)度から稼働を開始し 10 年が経過しています。安定したごみ処理を継続するため、計画的な点検や修繕を行っていく必要があります。\*ストーカ炉については P17 参照

## **11 災害廃棄物処理対策**

近年、自然災害が多発・激甚化している状況にあることから、発災時に大量に発生するごみやがれきの処理については、混乱を最小限に抑え、適正かつ迅速に処理するための態勢を整備する必要があります。災害発生時における市民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を防止するとともに、混乱を最小限に抑え早期の復旧・復興に向かうため、発災時のごみの発生量を推計し、処理に関する基本方針、組織体制、仮置き場の設定・運用などについて予め定める災害廃棄物処理計画が必要です。

## 第3章 今後のごみ処理事業における考え方と方向性

### 第1 基本理念

令和2年(2020年)10月、政府は令和32年(2050年)までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル\*を目指すことを宣言しました。これに向けた令和12年(2030年)カーボンハーフ\*を実現するためには、廃棄物の減量及び適正処理は必ずや取り組まなければならない課題です。

これまでの社会経済活動の資源採取、生産、流通、消費、廃棄といった流れが増大し、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムが構築され、その結果、天然資源の枯渇、資源採取に伴う自然破壊、廃棄物の大量発生の問題など、環境に対する様々な悪影響が生じることとなりました。このような大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムから脱却し、より良い生活を送るためには、環境への負荷を減らし持続的な発展を目指す取組が重要です。また、天然資源の消費を抑制し環境への負荷をできる限り低減しながら、3R\*の推進、廃棄物の適正処理等の取組が必要となります。

市の昭島市総合基本計画における基本施策の大綱の一つに「環境負荷を低減し、水と緑の自然環境を守るまち」を掲げており、ごみ処理事業はその中に位置づけられています。

前計画では、基本理念として「未来につなぐ循環型のまちづくり」を掲げ、リサイクル(再生利用)による資源循環に比べ廃棄物処理に関わる環境負荷の少ないリデュース(発生抑制)、及び資源の消費が少なくその過程から発生する廃棄物の量も少ないリユース(再使用)の2R(リデュース・リユース)活動を更に推進し、より良い生活環境をめざしてきました。

こうした中、本計画ではリデュース(発生抑制)に力点を置いて今後のごみ処理事業を進めていくこととし、基本理念については「未来につなぐ循環型のまちづくり」を引き継ぐこととします。

### 基本理念：未来につなぐ循環型のまちづくり

\*カーボンニュートラルについてはP1参照 \*3RについてはP68参照

\*カーボンハーフとはカーボンニュートラル(二酸化炭素排出量実質ゼロ)に向けて、温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素(カーボン)の排出量が、基準年度比50%減となっている状態のこと。

## 第2 基本方針

ごみ処理行政の基本方針として、ごみ処理行政全体に対して5つの基本方針を掲げ、基本理念の実現を目指します。

市民・事業者の自主的な3R\*の取組への支援、環境負荷低減に配慮したごみの適正処理の実施、様々なごみ減量に向けた啓発等、基本方針に基づいたごみ処理事業を実施します。

### (1) 3R\*の推進

市民・事業者に対して、3R\*【発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)】について普及啓発を行っていきます。また、市民・事業者の自主的な3R\*の取組に対して支援を行っていきます。

### (2) 資源化の推進

資源化を推進するための普及啓発や制度の拡充を行い、ごみ分別の徹底を図ります。また、将来的な資源化方策についても、研究・検討していきます。

### (3) 適正処理の推進

ごみ処理等に伴う環境負荷をできる限り低減します。また、事業者や許可業者等に対して法令・基準の遵守を指導していきます。

### (4) 市民・事業者・市の三者による協働

環境コミュニケーションセンターを拠点にして、市民・事業者・市の三者間における情報提供や環境学習を推進し、自主的な取組を支援していきます。

### (5) ごみ処理体制の効率化

市民・事業者に対してごみの出し方等の啓発活動を行います。また、ごみ処理作業での安全性の確保に配慮していきます。

\*3RについてはP68参照

## 第3 数値目標

市が市民・事業者と協働して「未来につなぐ循環型のまちづくり」を進めていくためには、市民・事業者・市の各主体が目標を共有することが必要です。共有する目標は、ごみ処理行政における課題や基本方針に対応し、具体的で評価可能な数値目標として、ごみの発生から最終処分\*までの一連の流れの中で「ごみの排出抑制」、「ごみの資源化推進」及び「最終処分\*量ゼロの継続」の3項目について設定することとしました。

これらの目標値は、市民・事業者・市の役割分担によって達成をめざす努力目標値として設定しました。

\*最終処分についてはP57参照

## 1 排出抑制目標

- 家庭ごみ1人1日当たりの排出量（集団回収量を除く）を令和13年（2031年）度までに<sup>ごみゼロ</sup>**530グラム**とします。

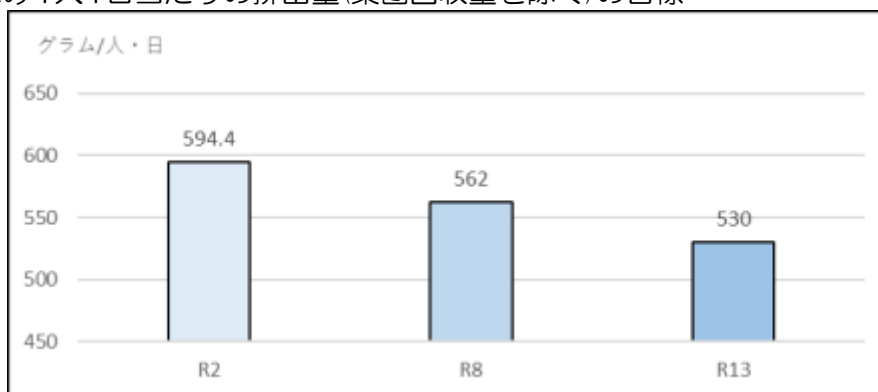
※これまでの排出量の減少速度を基本とし、東京都資源循環・廃棄物処理計画の計画目標である、平成30年度実績値を令和12年度までに約7%削減を参考に算出

- 事業系ごみの総排出量を令和13年（2031年）度までに<sup>ごみふえない</sup>**5,327トン**とします。

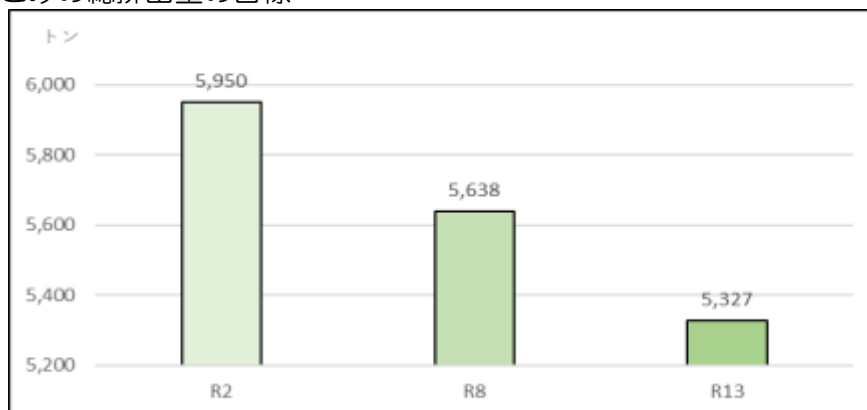
※前計画の期間中、総排出量が増加したため、前計画の目標値を再度採用

区 分	令和2年度 (2020年度) 実績値	令和8年度 (2026年度) 中間目標年度	令和13年度 (2031年度) 目標年度
家庭ごみ1人1日当たりの 排出量(集団回収量を除く)	594.4グラム	562グラム	530グラム
事業系ごみの総排出量	5,950トン	5,638トン	5,327トン

家庭ごみ1人1日当たりの排出量(集団回収量を除く)の目標



事業系ごみの総排出量の目標



## 2 資源化推進目標

- 総資源化率を令和13年(2031年)度までに37.1パーセントとします。

※ごみ総排出量の減少に伴い総資源化率も低下していることから、過去10年間の実績の最高値を目標とする

区 分	令和2年度 (2020年度) 実績値	令和8年度 (2026年度) 中間目標年度	令和13年度 (2031年度) 目標年度
総資源化率	36.9%	37.0%	37.1%

## 3 最終処分量ゼロの継続

- 広域資源循環組合での最終処分量ゼロを継続します。

### 最終処分とは

廃棄物を埋め立てて最終的に処分することを言います。

以前は可燃ごみを燃やした焼却灰と不燃ごみ・粗大ごみを破碎して資源物を選別した後の不燃残さは、日の出町にある最終処分場に埋め立てていました。

平成18年(2006年)にエコセメント化施設が建設され、それ以降、焼却灰はすべてエコセメントにリサイクルしています。また、不燃残さは平成28年(2016年)度から再資源化委託しており、それ以降、最終処分は行っていません。

### エコセメントとは

ごみの焼却灰を石灰石などと混ぜて作ったセメントのことです。

これまで埋め立てられていた焼却灰をリサイクルできるため、最終処分場問題を解決する処理方法として注目されています。

## 第4 目標達成に向けた各主体(市民・事業者・市)の役割【役割分担】

ごみ処理事業に係る目標を達成し、基本理念である「未来につなぐ循環型のまちづくり」を実現していくためには、市民・事業者・市の三者が協働の下にそれぞれの役割に取り組む必要があります。次に示す役割をそれぞれが分担して取り組んでいくこととします。

### 1 市民に求められる役割

市民は、自らが家庭ごみの排出者であり、環境へ負荷を与えていること、またその一方で、循環型社会を形成する担い手であることを自覚しなければなりません。自らの消費生活に関する行動が、現在及び将来の地球環境に影響を及ぼすことを自覚し、3R\* (特に発生抑制【リデュース】)を意識した生活スタイルを心がけ、次に示す具体的な取組を積極的に実践することにより、家庭ごみの排出抑制や資源化に努めるとともに、排出するごみは分別を徹底し、適切に処理することとします。

#### (1) 発生抑制【リデュース】

- ①使わない物、必要ない物は「買わない、もらわない、手に取らない」(断る【リフューズ】を含む)を徹底します。
- ②使い捨てライフスタイルを見直し、地球の環境保全活動を実践します。
- ③環境配慮型商品やサービスを積極的に利用します。
- ④新たな生活様式に合ったごみ減量化方策を実践します。
- ⑤食材の買い控えや調理くず・残飯の削減等による生ごみの減量化に努めます。
- ⑥日常生活において「プラスチックー1運動\*」を実践し、マイバッグやマイボトルを利用すること等により、ワンウェイプラスチック\*の使用量の削減に努めます。
- ⑦外食時には「3010運動\*」の実践等を心がけ、食べきれぬ量を注文します。
- ⑧賞味期限等食品表示を理解し、フードドライブ\*を活用すること等により食品ロス\*の削減に努めます。
- ⑨生ごみを可燃ごみとして出す場合は、水切りの徹底に努めます。
- ⑩コンポスト容器や電動式生ごみ処理機を活用し、できる限り自宅での生ごみの減量化に努めます。
- ⑪多くの人が集まる地域の行事において、リユース食器\*を使用してごみの発生抑制に努めます。

\*3010運動・プラスチックー1運動についてはP33参照 \*フードドライブについてはP78参照

\*食品ロスについてはP77参照 \*3RについてはP68参照

\*ワンウェイプラスチックとは使い捨てプラスチックのこと

\*リユース食器とは繰り返し洗って再利用できるプラスチック製の食器のこと



## (2) 再使用【リユース】

- ①リサイクルショップやフリーマーケット等を活用し、使用可能な不用品は廃棄せずに、その物を必要としている人に再使用してもらえるよう努めます。
- ②レンタルやリースサービス、修理サービスを積極的に利用します。

## (3) 再生利用【リサイクル】

- ①分別を徹底し、市の資源化が効率的かつ効果的なものとなるように協力します。
- ②古紙、古布、容器包装(びん・缶類)については、市民団体による集団回収に協力し、資源としての再生利用を進めます。
- ③トレーや牛乳パックなどの店頭回収に協力します。
- ④再生原料で作られたリサイクル製品など環境への負荷の少ない製品・サービスの利用に努めます。

### 買う前に 考えてみよう 捨てること

分別や廃棄方法について考えてから購入することを心がけましょう

## 2 事業者求められる役割

事業者は、事業活動に伴って発生したごみを、自らの責任において適正に処理することが義務付けられています。また、製品の製造、加工、販売に当たっては、容器包装の簡易化、繰り返し利用できる製品や耐久性に優れた製品、廃棄する際に適正な処理が可能となる製品にするとともに、販売した製品の修理や回収を行うなど、製品の適正な循環利用や処分に向けた拡大生産者責任\*を踏まえ、次に示す役割に取り組むことにより、事業系ごみの排出抑制や資源化に努めることとします。

### (1) 事業系ごみの排出者としての責務の遂行

- ①事業系ごみの排出者(許可業者への委託を含む)は、廃棄物処理法や昭島市廃棄物条例を遵守します。
- ②排出者責任や拡大生産者責任\*を踏まえ、ごみの減量及び適正処理に努めます。
- ③事業所周辺の清掃活動等に協力します。

\*拡大生産者責任については P69 参照

## (2) 発生抑制【リデュース】

- ①新たな生活様式に合ったごみ減量化方策を実践します。
- ②すべての事業者は、デジタル化やペーパーレス化等紙使用量の削減、古紙の資源化等により、事業系ごみの減量化に努めます。
- ③食品リサイクル法に基づき、賞味期限の延長や過剰生産の抑制などによる食品ロス\*の削減に努めます。
- ④会議等においては、ペットボトル飲料の提供は極力控えます。
- ⑤スーパーでは売り切りやばら売りなどによる食品ロス\*の削減に努めます。
- ⑥事業用大規模建築物の所有者は、昭島市廃棄物条例による「廃棄物の減量及び再利用に関する計画」に基づき、事業系ごみの減量化とリサイクルを進めます。
- ⑦使い捨て製品の製造販売の自粛、資源化し易い製品や詰め替え製品の製造販売に努めます。
- ⑧レンタル事業や修理サービスの提供等によって、家庭ごみの発生の抑制を促します。

\*食品ロスについてはP77 参照

## (3) 再使用【リユース】

- ①製品の買い替え時の下取り、不用品の引取り、中古製品または中古部品の販売、リサイクルショップの利用など、使用済み製品の再使用を進めます。
- ②ビールびん等のリターナブルびんなど、再使用が可能な容器の回収に努めます。

## (4) 再生利用【リサイクル】

- ①店頭回収の充実を図ります。
- ②市のごみ処理施設で処理できない使用済み製品について、下取りや引取りを行い、適正な資源化や処理を行います。
- ③販売を行う事業者は、環境への負荷の少ない製品の品揃えの充実を努めます。
- ④環境への負荷を低減させる再生資源や製品等を使用するグリーン購入に努めます。

### 3 市が果たす役割

市では、循環型社会の形成を推進するため、市内において発生するごみの適正な循環利用や処分を行うとともに、ごみの排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境学習等を行うことにより市民・事業者の自主的な取組の促進を図ることとします。

#### (1) 普及・啓発

- ①市民・事業者による自主的な3R\*活動、特に発生抑制【リデュース】を促進します。
- ②ごみの分別や拠点回収についての情報を提供します。
- ③必要性の低い使い捨てプラスチックの削減を目的とする「プラスチックー1（マイナスいち）運動\*」を推進します。
- ④新たな生活様式に合ったごみ減量化方策を検討します。
- ⑤食品ロス\*削減のため、フードドライブ\*の拠点を設置します。
- ⑥環境コミュニケーションセンターを中心として、フリーマーケット、子ども服と本の交換会、リサイクル品無料提供、施設見学、出前講座、環境学習の実施等、ごみ減量啓発活動の充実を図ります。
- ⑦飲食店での食べ残し削減のため、3010（さんまるいちまる）運動\*を推進します。
- ⑧廃棄物減量等推進員の活動を支援するための連絡会や研修会を開催し、市と地域の更なる連携を図ります。
- ⑨自らも事業者としてグリーン購入など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行します。
- ⑩市民に対するコンポスト容器等の購入補助を行い、普及を図ります。
- ⑪多量排出事業所に対する減量化・資源化の指導等を実施します。
- ⑫資源回収を行った市民団体に対して奨励金を交付し、資源回収を促進します。
- ⑬国及び業界団体等に対して拡大生産者責任\*の拡充を要請します。

\*3010 運動・プラスチックー1 運動については P33 参照 \*フードドライブについては P78 参照

\*食品ロスについては P77 参照 \*3Rについては P68 参照 \*拡大生産者責任については P69 参照

#### (2) ごみの資源化と適正処理の確保

- ①安定したごみ処理を継続し、ごみの減量化や資源化に関する情勢分析を行い、情報を提供します。
- ②市民・事業者の協力を得ながらごみ・資源の分別を徹底し、効率的かつ効果的なごみ処理を実施します。
- ③環境コミュニケーションセンターにおいて効率的なごみの資源化を実施します。
- ④環境負荷の低減・地球温暖化の防止に配慮し、適正なごみ処理を実施します。
- ⑤新たな可燃ごみ処理手法の将来展望について、環境負荷低減・地球温暖化対策を踏まえ検討を進めます。

## 第4章 ごみ処理基本計画

廃棄物処理法第6条に規定されている一般廃棄物処理計画のうち、ごみ処理に関する基本計画を次のとおり定めます。

### 第1 ごみの排出量及び処理量の見込み

#### 1 家庭ごみ及び事業系ごみの排出量の見込み

ごみの排出抑制を促進することにより家庭ごみ及び事業系ごみの排出量は表4-1のとおり見込まれます。

表4-1 家庭ごみ及び事業系ごみの排出量の見込み

年 度	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年	令和 12年	令和 13年
人口 (人)	114,515	114,393	114,218	114,099	113,845	113,551	113,229	112,874	112,496	112,085
家庭ごみ (1人1日当たり) (グラム)	583.6	578.2	572.8	567.4	562.0	555.6	549.2	542.8	536.4	530.0
家庭ごみ 総量 (トン)	24,393	24,208	23,880	23,630	23,353	23,091	22,698	22,363	22,025	21,742
事業系ごみ (トン)	5,846	5,794	5,742	5,690	5,638	5,576	5,514	5,452	5,390	5,327
総ごみ量 (トン)	30,239	30,002	29,622	29,320	28,991	28,667	28,212	27,815	27,415	27,069

## 2 ごみの処理量の見込み

資源化を促進することにより、ごみの処理量は表 4-2 のとおり見込まれます。

表 4-2 ごみの処理量の見込み (単位：トン)

年 度	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10年	令和 11年	令和 12年	令和 13年
可燃ごみ	21,187	21,023	20,755	20,543	20,313	20,086	19,767	19,488	19,209	18,965
不燃ごみ	1,296	1,285	1,269	1,256	1,243	1,228	1,209	1,192	1,175	1,160
プラスチック	1,843	1,828	1,805	1,787	1,767	1,747	1,719	1,695	1,671	1,650
資源	1,617	1,604	1,584	1,568	1,550	1,533	1,508	1,487	1,466	1,447
古紙	2,964	2,941	2,904	2,874	2,842	2,810	2,766	2,727	2,687	2,654
粗大ごみ	1,229	1,219	1,204	1,192	1,178	1,165	1,147	1,131	1,114	1,100
有害ごみ	44	44	43	43	42	42	41	41	40	40
古布	58	57	57	56	55	55	54	53	52	52
白色トレ	0.37	0.37	0.36	0.36	0.36	0.35	0.35	0.34	0.34	0.33
小型家電	0.60	0.60	0.59	0.58	0.58	0.57	0.56	0.55	0.55	0.54
総ごみ量	30,239	30,002	29,622	29,320	28,991	28,667	28,212	27,815	27,415	27,069
集団回収	1,220	1,218	1,216	1,215	1,212	1,209	1,206	1,202	1,198	1,194
総排出量	31,459	31,220	30,838	30,535	30,203	29,876	29,418	29,017	28,613	28,263

### 3 分別区分及びごみの種類

市の分別区分及びごみの種類は、表 4-3のとおりです。なお、原則として事業系ごみは収集しません。また、家庭ごみであっても、市のごみ処理施設では適正な処理が難しい物については、販売店などへの引き取りをお願いしています。

表 4-3 分別区分及びごみの種類

分別区分	ごみの種類
可燃ごみ	生ごみ・厨芥*類、衛生上焼却が必要なもの、衣類・布類、資源にならない紙、木材、汚れたプラスチック、その他
	おむつ
	落ち葉、草・花、せん定枝
不燃ごみ	金属類、せともの類、小型家電製品、おもちゃ、ガラス食器・板ガラス、ゴム製品、塩化ビニール製品、衣類以外の革製品、CD・DVD・MD、その他
プラスチック	容器類(マヨネーズ容器、食用油やドレッシングのプラボトル、洗剤容器、卵のパック、カップ麺、プリン容器)、ビニール袋、ポリ袋、菓子袋、その他のプラスチック容器包装(プラマークのあるもの)、スチロール容器、発泡スチロール、硬質プラスチック、その他
古紙	新聞、広告、雑誌、雑古紙、ダンボール(茶封筒・茶色の紙も含む)、飲料用紙パック(アルミコーティング、茶色のもの以外)
資源	缶、びん(中身が人の口に入るものに限る)、ペットボトル(飲料・醤油用に限る)、ビデオテープ・カセットテープ、カセットコンロ用ガス・ヘアスプレー・殺虫剤のボンベ等
有害ごみ	蛍光灯・電球型蛍光灯、乾電池・ボタン電池・リチウムイオン電池、水銀体温計、パソコンのバッテリー等
粗大ごみ	電気製品、家具・収納・寝具用品、OA機器、楽器・スポーツ健康器具用品、台所・水回り用品等
収集・持込対象外	自動車・二輪車、自動車・二輪車の部品、バッテリー、プロパンガスボンベ、消火器、金庫、ペンキ、薬品、注射器、ブロック・土・砂・石・セメント・建築廃材、ピアノ、つけもの石、廃油等
	パソコン(デスクトップパソコンの本体とディスプレイ、ノートパソコン)
	家電4品目(冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機)

\*厨芥についてはP44参照

#### 4 適正処理に関する基本的事項

ごみの区分ごとの処理方法と処理主体は、表 4-4のとおりです。

表 4-4 ごみの処理方法と処理主体

区分	処理方法	処理主体
可燃ごみ	清掃センターの焼却炉で焼却し、焼却灰は鉄分回収後、広域資源循環組合にてエコセメント*化(資源化)または、再生業者に引き渡し資源化	焼却：市(一部委託) 資源化：広域資源循環組合 資源化：民間業者
不燃ごみ	環境コミュニケーションセンターの破砕機で破砕後、選別し、鉄・アルミは売却、可燃物は焼却、不燃は資源化	破砕：市(委託) 選別：市(委託) 売却：市 焼却：市 資源化：民間業者
プラスチック	環境コミュニケーションセンターで選別し、プラスチック製容器包装を再商品化それ以外のプラスチックは破砕し、固形燃料化または廃棄物発電に利用	資源化：容器包装リサイクル法の指定法人ルートの再商品化事業者または民間業者
古紙	回収業者によって直接資源化	資源化：民間業者
資源	環境コミュニケーションセンターで選別し資源化	選別：市(委託) 資源化：民間業者
粗大ごみ	可燃物	可燃ごみに同じ
	不燃物	不燃ごみに同じ
	再生粗大	環境コミュニケーションセンタープラザ棟で修理し市民に無料提供
有害ごみ	専門業者に処理を委託	処理：民間業者
拠点回収	再生業者に引き渡し資源化	資源化：民間業者
集団回収	資源回収業者に引き渡し資源化	資源化：民間業者

\*エコセメントについては P57 参照

## 5 ごみ処理施設の整備に関する事項

市が整備するごみの処理施設は、表 4-5 のとおりです。

表 4-5 ごみの処理施設の整備計画

施設名称	現有施設の内容			新設、廃止の内容	
	処理内容	処理能力	開始年	処理内容	処理能力
昭島市清掃センター	可燃ごみの焼却処理	全連続燃焼式 (ストーカ炉*) 190 トン/24 時間	平成 6 年 (1994 年)	継続	継続
昭島市 環境コミュニ ケーション センター	不燃ごみ及び粗大 ごみの破碎・選別処理	12.9 トン/5 時間	平成 23 年 (2011 年)	継続	継続
	プラスチックの 破碎・選別処理	14.7 トン/5 時間			
	資源の選別処理	8.3 トン/5 時間			

\*ストーカ炉については P17 参照



清掃センター



環境コミュニケーションセンター  
(プラザ棟)



環境コミュニケーションセンター  
(リサイクル棟)

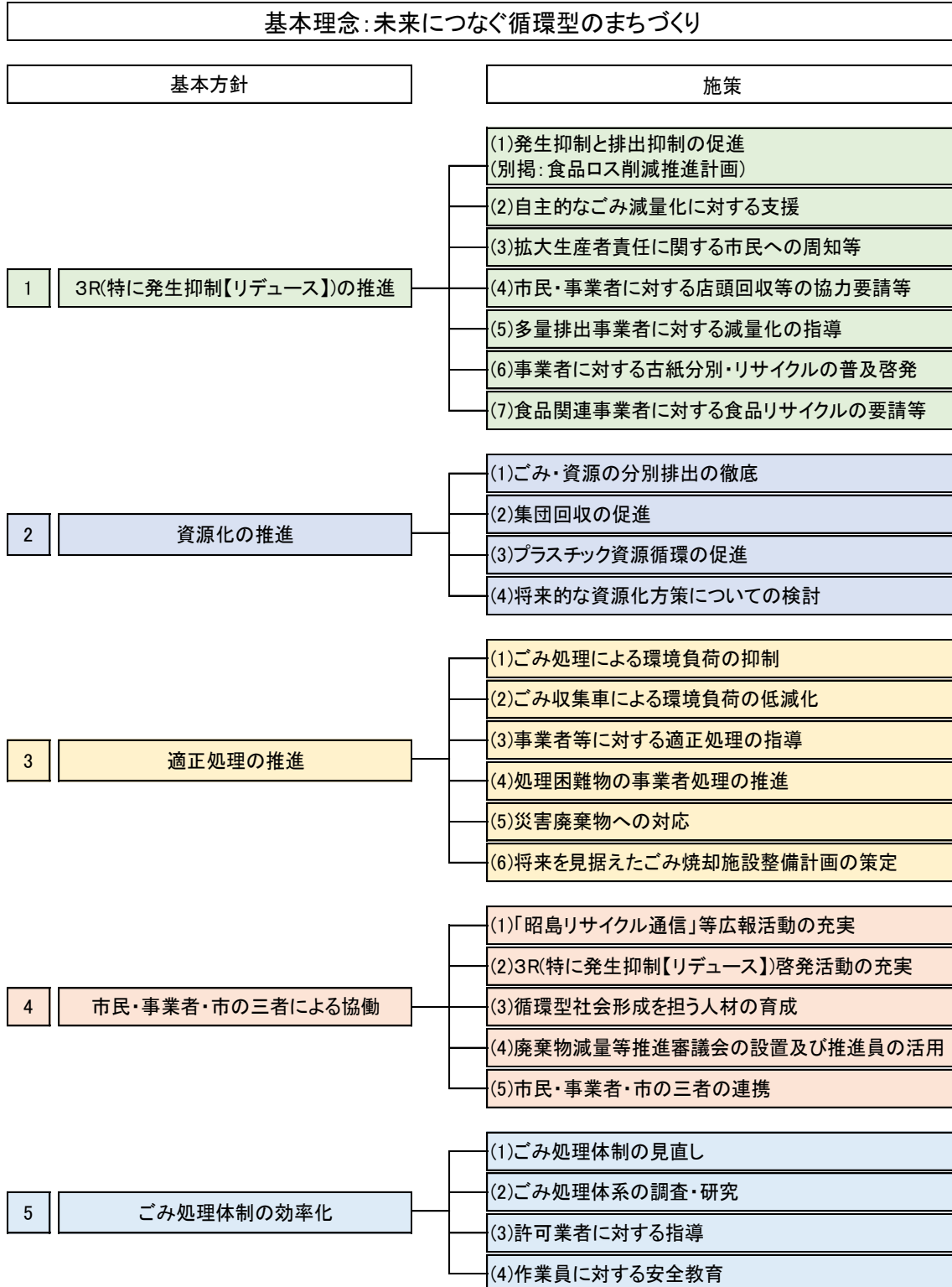
注) 市の焼却施設である清掃センターは、ごみの減量化施策の推進により、2 炉ある焼却炉を同時運転することなく交互に使用していること、更には、複数回による精密機能検査を実施し計画的な修繕を施すことにより、当面の間使用し続けられることが確認され、現在も安定した状態で環境に十分配慮した運営に努めています。

新たな可燃ごみ処理手法の将来展望としては、令和 3 年(2021 年)度に可燃ごみ処理施設整備計画策定基本調査等業務委託を実施し、これを踏まえ、新たな可燃ごみ処理施設整備計画を検討していく必要があります。



## 第2 施策体系図

基本理念を具体化するために、市は基本方針に従って、次の施策を推進していきます。



## 第3 具体的な施策の内容



### 1 3R\*(特に発生抑制【リデュース】)の推進

#### (1) 発生抑制と排出抑制の促進（別掲：食品ロス\*削減推進計画）

3R\*活動によるごみの減量化や資源化を推進するためには、市民・事業者による取組が不可欠です。市民・事業者の主体的な取組を促すため、3R\*の普及啓発、特に環境負荷の低減に向けて効果の高い発生抑制(リデュース)に関する情報提供や意識啓発を行います。

#### 【施策の内容】

- 1)発生抑制(リデュース)の徹底（食品ロスの削減については、第4食品ロス削減推進計画として別掲）
- 2)環境コミュニケーションセンター等を拠点にした環境学習・ごみの減量啓発事業の実施
- 3)各種イベントにおける3R\*普及啓発
- 4)広報紙等による情報提供
- 5)ホームページ、ごみ分別アプリ、ツイッターによる情報提供
- 6)3010運動\*・プラスチック1運動\*の更なる普及

\*3Rとはごみを減らすための3つの行動（リデュース【発生抑制】・リユース【再使用】・リサイクル【再資源化】）のこと

\*食品ロスについてはP77参照 \*3010運動・プラスチック1運動についてはP33参照

#### (2) 自主的なごみ減量化に対する支援

市民や市民団体による自主的なごみ減量活動の取組が安定的に継続できるよう、引き続き必要な支援を行います。また、支援制度の普及を図るため周知に努めます。

#### 【施策の内容】

- 1)市民によるコンポスト容器及び電動式生ごみ処理機の購入に対する補助及びダンボールコンポスト講習会の開催
- 2)市民団体等による集団回収に対する資源回収奨励金の交付
- 3)昭島リサイクル通信等による集団回収活動団体の紹介、資源回収奨励金交付制度の普及啓発

### (3) 拡大生産者責任に関する市民への周知等

生産者が、製品の生産・使用段階だけではなく、廃棄・リサイクル段階まで一定の責任を負う拡大生産者責任について、生産者の取組を市民に周知するとともに、拡大生産者責任の拡充について、引き続き国等に要請します。

#### 【施策の内容】

- 1) 事業者の各種リサイクル法に基づく使用済み製品の回収と再商品化の取組を市民へ周知
- 2) 各種リサイクル法該当品目の収集対象からの除外
- 3) 拡大生産者責任の拡充を国・業界団体等へ要請
- 4) 自主的な3Rの取組の実施を事業者へ要請

### (4) 市民・事業者に対する店頭回収等の協力要請等

市内では、事業者による自主的な資源循環の取組として、様々な資源回収が行われています。事業者による資源回収活動が促進されるよう、事業者に協力を要請するとともに市民に対する周知に努めます。

#### 【施策の内容】

- 1) 事業者に対する店頭回収品目の拡充の要請
- 2) 市民に対する回収拠点の周知徹底と適正な排出への協力の要請

### (5) 多量排出事業者に対する減量化の指導

事業者は、廃棄物処理法により、その事業活動に伴って発生する廃棄物を自らの責任において適正に処理する義務を負っています。事業者の処理責任を明確にし、ごみの減量及び適正な処理に向けた指導を行います。

#### 【施策の内容】

- 1) 事業用大規模建築物の所有者に対する「廃棄物の減量及び再利用に関する計画」に基づく適正処理の徹底を指導
- 2) 排出事業者への直接的なごみ減量・資源化の指導

## (6) 事業者に対する古紙分別・リサイクルの普及啓発

許可業者が搬入する事業系ごみには、シュレッダー紙や機密文書類等の紙類が多く含まれています。排出事業者が古紙の分別を徹底し、古紙回収業者に資源として排出するよう普及啓発を図ります。

### 【施策の内容】

- 1) 排出事業者に対する古紙分別・資源化の普及啓発

## (7) 食品関連事業者(食料品販売店や飲食店等)に対する食品リサイクルの要請等

許可業者が搬入する事業系ごみには、食料品販売店や飲食店等の食品関連事業者が排出する調理くず・残飯・賞味期限切れ商品等の食品廃棄物が多く含まれています。食品廃棄物の減量化・資源化を促進するため、許可業者や排出事業者に対して食品リサイクルの要請をするとともに、情報提供を行います。

### 【施策の内容】

- 1) 食品関連事業者に対する食品残さの資源化の取組要請
- 2) 食品関連事業者に対する食品残さの資源化の情報提供等による支援



## 2 資源化の推進

### (1) ごみ・資源の分別排出の徹底

依然としてリサイクル可能な資源がごみとして排出されている現状を踏まえ、適正な分別の徹底による資源回収の実現に向け、普及啓発を引き続き行います。また、リチウムイオン電池については、加圧による発火等の危険性を周知し、分別回収の徹底に向けて普及啓発を強化します。

### 【施策の内容】

- 1) 廃棄物減量等推進員・地域コミュニティの協力による市民や少量排出事業所に対する情報提供・分別排出の重要性についての普及啓発
- 2) 戸別収集による排出者への指導
- 3) 集合住宅の管理者・居住者に対する排出指導

## (2) 集団回収の促進

集団回収は、ごみ減量・リサイクルに対する市民の意識向上、子供たちの環境学習、地域コミュニティの形成に資するとともに、質の高い資源回収が可能となる利点があります。市民や市民団体に対して制度や活動状況を周知し、集団回収の促進に努めます。

### 【施策の内容】

- 1) 資源回収奨励金交付制度の効率的な運用
- 2) 資源回収奨励金交付制度の内容や交付実績、集団回収実施団体の活動状況などの紹介による市民団体に対する集団回収実施の働きかけ
- 3) 資源回収業者の情報を市民団体へ提供
- 4) 昭島リサイクル通信やホームページへの集団回収の紹介や参加ルールなどの掲載による市民に対する集団回収への協力の呼びかけ

## (3) プラスチック資源循環の促進

プラスチック製容器包装については、平成 23 年(2011 年)度から環境コミュニケーションセンターにおいて容器包装リサイクル法に基づく再商品化を行っており、品質調査結果についても A 判定を維持しています。また、令和 4 年(2022 年)施行されるプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(以下、「プラスチック資源循環法」という。)に基づくプラスチック製品の一括回収はすでに実施しています。今後も引き続き適正な処理に努めます。

### 【施策の内容】

- 1) 環境コミュニケーションセンターにおけるプラスチック製品の容器包装リサイクル法及びプラスチック資源循環法に基づく適正処理

## (4) 将来的な資源化方策についての検討

他自治体の事例や技術動向、環境負荷や費用対効果について調査・研究し、資源化していない品目について将来的な資源化方策を検討します。

### 【施策の内容】

- 1) 資源化品目の拡大等による将来的な資源化方策の検討



### 3 適正処理の推進

#### (1) ごみ処理による環境負荷の抑制

排出されたごみの資源化を推進することによる焼却量の削減等により、温室効果ガス排出抑制対策を講じています。また、清掃センター及び環境コミュニケーションセンターでは、排ガスや水質の定期的な検査、施設の適切な稼働や維持管理等により、ごみ処理による環境への負荷を抑制しています。今後も引き続き環境負荷の抑制に努めます。

##### 【施策の内容】

- 1) 焼却量の低減
- 2) ごみ処理施設の適切な維持管理

#### (2) ごみ収集車による環境負荷の低減化

ごみ収集車の走行に伴う環境負荷の低減を図るため、直営及び委託業者のごみ収集車については、一度、全ての車両が天然ガス車に転換されましたが、危機管理及び広域支援等を視野に入れた燃料供給源の分散を図るため、一部ディーゼル車も導入しました。今後は、温室効果ガス排出量のさらなる削減を図るため、次世代自動車への切り替えを検討します。

##### 【施策の内容】

- 1) 収集効率の改善
- 2) ごみ収集車の適切な維持管理
- 3) 低公害車の導入
- 4) ごみ収集運搬委託業者及び許可業者に対するごみ収集車による環境負荷の抑制の要請
- 5) 震災時等のリスクを最小限にするため、収集車のエネルギー供給源の分散化を検討

### (3) 事業者等に対する適正処理の指導

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する義務があります。自己処理責任を徹底するため、事業者等に対する適正処理の指導を行います。

#### 【施策の内容】

- 1) 事業者や許可業者に対する自己処理責任の指導の強化

### (4) 適正処理困難物の事業者処理の推進

廃タイヤや消火器など、市のごみ処理施設では適正な処理ができない使用済み製品等(以下「適正処理困難物」という。)は、販売店や専門業者による下取りまたは引取りによる事業者処理を推進します。

#### 【施策の内容】

- 1) 処理ルートが確立されている適正処理困難物の販売店・専門業者等への適正処理の要請
- 2) 処理ルートの定まらない適正処理困難物に関する東京都や国を通じての業界団体等への適正処理の要請
- 3) 適正処理困難物対象品目の見直し等の検討
- 4) 適正処理困難物の取扱いについての市民に対する周知徹底

### (5) 災害廃棄物への対応

災害の発生により家庭及び避難所等から排出されるごみ、建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材やコンクリートがら等を迅速・適正に処理するため、環境省の災害廃棄物対策指針及び昭島市地域防災計画を踏まえた災害廃棄物処理計画等の策定を進めます。

#### 【施策の内容】

- 1) 災害廃棄物対策指針や昭島市地域防災計画を踏まえた災害廃棄物処理計画等の策定

## (6) 将来を見据えたごみ処理施設整備計画の策定

2050年カーボンニュートラル\*の実現に向け、循環型社会形成推進に資するごみ処理、温室効果ガス排出の抑制、施設整備費・運営経費の低減等を念頭に「ごみを安全かつ安定的に処理できる施設」、「適切な環境対策を講じた施設」、「資源の循環とエネルギーの有効活用に優れた施設」、「経済性に優れた施設」の視点から将来の施設運用を見据えた可燃ごみ処理施設整備計画を検討していきます。

\*カーボンニュートラルについてはP1参照



## 4 市民・事業者・市の三者による協働

### (1) 昭島リサイクル通信等広報活動の充実

ごみの減量・リサイクルについての啓発、各種制度の情報提供、市民や事業者の取組の紹介等について、昭島リサイクル通信、広報あきしま、ホームページ、ごみ分別アプリ、ツイッターなどによる広報活動の充実を図ります。

#### 【施策の内容】

- 1) 2050年カーボンニュートラル\*実現に向けた広報活動の充実
- 2) 市民の問合せや意見等を踏まえた内容の充実
- 3) ごみ処理事業の状況を広報あきしまへ定期的に掲載
- 4) ごみ処理事業に関する情報、先進的な市民団体や事業者の取組状況などの紹介

\*カーボンニュートラルについてはP1参照

### (2) 3R\*(特に発生抑制【リデュース】)啓発活動の充実

循環型社会の形成に向けた市民の取組を支援するため、環境コミュニケーションセンターを拠点として、市民がごみの減量やリサイクルを実感できるような3R\*啓発活動の充実に努めます。\*3RについてはP68参照

#### 【施策の内容】

- 1) 環境コミュニケーションセンターやエコ・パークの活用
- 2) アンケート調査などによる市民の意見や要望の反映
- 3) ごみの減量化やリサイクルに関する啓発ポスターや標語の公募
- 4) リサイクル品目の拡大



### (3) 循環型社会形成を担う人材の育成

循環型社会の形成に向けて、将来を担う子どもたちが環境に対して関心を持ち、ごみや資源の分別に理解を深めることが必要であるため、引き続き環境学習の支援を行います。また、市民を対象とする環境学習の支援も引き続き行います。

#### 【施策の内容】

- 1) 市内の小中学校との連携による環境学習の充実（環境コミュニケーションセンター・清掃センター見学会の実施や環境課題に関する講師の派遣）
- 2) 市民を対象とする出前講座や施設見学会の実施
- 3) ごみの減量化・リサイクルの地域活動の担い手の市民などに対する支援策の検討（関連情報の提供など）

### (4) 廃棄物減量等推進審議会の設置及び推進員の活用

廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項について審議するため、廃棄物減量等推進審議会を設置します。また、環境コミュニケーションセンター等における 3R\* 啓発活動や各種イベントにおいて廃棄物減量等推進員を積極的に活用するとともに、市と地域住民との架け橋としての役割を求めています。

#### 【施策の内容】

- 1) 廃棄物減量等推進員に対する 3R\* に関する講習会の実施やごみ処理事業関連の情報の提供
- 2) 廃棄物減量等推進員を通じた地域住民のごみ処理事業に対する意見の把握
- 3) 廃棄物減量等推進員間での活動のノウハウや情報の共有のための意見交換や情報交流の場の設置

## (5) 市民・事業者・市の三者の連携

3R\*活動によるごみの減量と適正処理を推進するためには、市民・事業者・市による取組が不可欠です。市では必要な情報提供及び意識啓発を行い、市民・事業者の主体的な取組を支援します。

### 【施策の内容】

- 1) 環境コミュニケーションセンターを拠点とした市民・事業者に対する情報提供等の支援
- 2) ごみに関して共通の課題を抱えている市民及び事業者間の情報交流や協力などの促進・情報の共有

\* 3RについてはP68 参照

## 5 ごみ処理体制の効率化



### (1) ごみ処理体制の見直し

現在「直営方式」で実施している一部のごみ収集や施設の運転管理等の作業について、経済効率の向上、環境産業の育成等の観点から、適宜見直しを図ります。

### (2) ごみ処理体系の調査・研究

新しいごみ処理方法やごみ処理技術等について調査・研究を行い、効率的なごみ処理体系にするよう努めます。

### (3) 許可業者に対する指導

市の許可業者に対し、基準に基づいた適切な搬入が行われるように、引き続き指導を行い、搬入ごみの適正管理の徹底を図ります。

### (4) 作業員に対する安全教育

作業における労働安全の確保を図るため、市職員及び委託業者に対する定期的な安全教育を実施します。

## 第4 食品ロス削減推進計画

食品ロスの削減の推進に関する法律第13条第1項に基づく「食品ロス削減推進計画」を次のとおり定めます。

### 1 計画策定の趣旨

市では、平成28年(2016年)度以来、ごみの減量化を最重要課題の一つと位置づけ、その柱の一つとして食品ロス削減に関する取組を進めてきました。その結果、平成29年(2017年)度には、可燃ごみ総量で約800トンの減量を達成しました。

令和元年(2019年)10月「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、国内でも食品ロス削減の機運が高まっています。

食料が豊富に存在することが当たり前の現在では、「もったいない」という考え方が希薄になっています。食品ロス削減が特別なことではなく、例えば賞味期限間近の商品を買うことが格好いい、楽しいといった消費行動が継続的な取組となることが大切です。

また、食品関連事業者にとっては、食品ロスの発生はコスト面の経済的損失だけでなく、企業の社会的責任の面からも優先的に取り組むべき事項です。

食品ロスを削減していくためには、それぞれの立場において主体的にこの課題に取り組む、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図ることが重要です。まだ食べることができる食品については廃棄することなく、できるだけ食品として活用していかねばなりません。

市でも、市民・事業者と連携しながら主体的に取り組を行い、食品ロスの削減を推進するため、本計画を策定します。

#### 食品ロスとは

まだ食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品のことを言います。

令和元年(2019年)度の国内の食品ロス量推計値は、570万トンでした。

この内、261万トンは家庭から発生しています。

これは、国民1人当たり年間約45キログラム、毎日お茶碗約1杯(124グラム)のご飯を捨てていることとなります。

## 2 数値目標

令和 13 年(2031 年)度までに、可燃ごみに含まれる食品廃棄物(厨芥\*類)の量を令和 2 年(2020 年)度と比較して 50 パーセント削減する。

\*厨芥については P44 参照

## 3 具体的な施策

### (1) 日常生活における食品ロス削減行動の徹底に向けた普及啓発

買物前の在庫確認の習慣化や賞味期限間近の商品の積極的な購入などについて継続的に啓発し、「買わない・もらわない・手に取らない」意識の醸成と定着を図ります。

### (2) 3010(さんまるいちまる)運動の推進

宴会や食事会の開始 30 分と終了前の 10 分間は料理を食べる時間とすることで食べ残しを減らすための取組である「3010 運動」を推進します。

### (3) フードドライブ\*を実施

市役所環境課及び環境コミュニケーションセンター窓口のほか、イベントでも実施し、回収した食品は市内の子ども食堂などに提供します。

### (4) 小学生等を対象にしたポスターコンクール等を実施

食品ロス削減に関するポスターコンクール等を実施することで、幼少期から食べ物を大切にする意識啓発を図ります。

### (5) 商習慣の見直し

食品メーカーやスーパーなどで行われている、賞味期限が残り 3 分の 1 となる前に納品しなければならないという商習慣について、見直しの啓発を図ります。

### (6) 情報収集及び提供

食品ロスに対する理解と関心を深めるため、情報収集及び提供に努めます。

#### フードドライブとは

家庭で余っている食べ物を持ち寄り、地域の福祉団体などに寄付する活動です。

市では、缶詰、インスタント食品、レトルト食品、調味料など未開封かつ賞味期限が 1 か月以上先の食品を回収しています。

## 第5章 計画の推進

### 第1 計画の周知

市が市民・事業者と協働して「未来につなぐまちづくり」を進めていくためには、ごみ処理事業に対する市民・事業者の理解と協力が必要となります。本計画を的確に推進するため、策定を広報あきしまで周知するとともに計画そのものを市のホームページに掲載し、本計画の周知と普及啓発に努めます。

### 第2 計画の進行管理

本計画の進行管理を行うとともに、関係自治体と連携し、市民・事業者との協働によって本計画に掲げた施策を推進していくことで、循環型のまちづくりを進めていきます。

#### 1 推進体制の整備

市の循環型のまちづくりに関係する施策を円滑に進めるため、全庁的な協議、調整を図る必要があり、庁内推進体制を充実します。

#### 2 東京都及び周辺自治体との連携

本計画にかかげた施策の推進にあたっては、東京都の施策と相互に連携・協力を図っていきます。

また、東京たま広域資源循環組合で実施している事業についても、関係する市町との密接な連携・協力が不可欠となっています。

さらに、将来的なごみの資源化や中間処理については、周辺自治体と連携しながら、広域的な視点に立った対応を図っていきます。



東京たま広域資源循環組合

#### 3 計画の見直し

今後のごみ処理事業を取り巻く環境やごみの排出量などの変化に的確に対応していくため、中間目標年度である令和8年(2026年)度を目途に、本計画の進捗状況等を勘案し見直しを検討します。

なお、市のごみ処理事業を取り巻く環境が大きく変化した場合には、適宜見直しを図ります。

# 資料編

廃棄物減量等推進審議会委員名簿

役 職	氏 名	職 名 等
会 長	宮 脇 健太郎	明星大学理工学部教授
副会長	荒 井 康 裕	東京都立大学都市環境学部准教授
委 員	中 島 岩 雄	昭島市自治会連合会
委 員	石 川 博 朗	昭島市拝島第一小学校校長
委 員	山 下 雪 絵	昭島市消費生活者連絡会
委 員	井 上 貴 之	株式会社イトーヨーカ堂拝島店
委 員	皿 嶋 克	昭島市商工会
委 員	井ヶ田 博	昭島市商工会
委 員	守 重 邦 昭	昭島市廃棄物減量等推進員
委 員	石 川 克 秀	昭島市資源回収奨励団体
委 員	荒 畑 恵 子	公募による市民
委 員	太 田 美恵子	
委 員	佐々木 知恵子	
委 員	土手内 春 佳	
委 員	古 屋 智 人	

## 審議経過

審議会	開催日	主な審議内容
第1回	令和3年 7月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第四次昭島市一般廃棄物処理基本計画の改訂について</li> <li>(2) 第五次昭島市一般廃棄物処理基本計画について</li> <li>(3) 第四次昭島市一般廃棄物処理基本計画の数値目標の達成状況</li> <li>(4) 第四次昭島市一般廃棄物処理基本計画で定めた施策の実施状況</li> <li>(5) 昭島市のごみ排出量等の推移</li> <li>(6) 昭島市廃棄物減量等推進審議会の日程について</li> <li>(7) その他</li> </ul>
第2回	令和3年 10月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 清掃事業における課題について</li> <li>(2) 目標達成に向けた各主体（市民・事業者・市）の役割</li> <li>(3) その他</li> </ul>
第3回	令和3年 11月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(素案)について</li> <li>(2) その他</li> </ul>
第4回	令和4年 2月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) パブリックコメントの結果報告及び意見に対する審議会の考え方について</li> <li>(2) 答申（最終案）について</li> <li>(3) その他</li> </ul>





## 昭島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

発行 : 昭島市  
令和4年3月  
担当課 : 環境部ごみ対策課